

平成21年11月宮崎県定例県議会  
環境農林水産常任委員会会議録  
平成21年12月7日～8日

場 所 第4委員会室

平成21年12月7日（月曜日）

委員 濱 砂 守

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

午前10時6分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第2号 宮崎県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第6号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 損害賠償の額の決定について
- 報告事項
  - ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
- 環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査
- その他報告事項
  - ・宮崎県産業廃棄物税条例の施行後の状況と今後の方針等について
  - ・エコクリーンプラザみやざき問題について
  - ・農家民宿について
  - ・戸別所得補償制度に関するモデル対策について
  - ・県有種雄牛凍結精液の新たな需給管理体制について

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	吉瀬和明
環境森林部次長 （総括）	豊島美敏
環境森林部次長 （技術担当）	黒木由典
部参事兼 環境森林課長	飯田博美
計画指導監	水垂信一
部参事兼 環境管理課長	堤義則
環境対策推進課長	大坪篤史
自然環境課長	河野憲二
森林整備課長	徳永三夫
山村・木材振興課長	森房光
木材流通対策監	小林重善
工事検査監	濱砂金徳

農政水産部

農政水産部長	伊藤孝利
農政水産部次長 （総括）	緒方哲
農政水産部次長 （農政担当）	原川忠典
農政水産部次長 （水産担当）	関屋朝裕
農政企画課長	上杉和貴
ブランド・ 流通対策室長	加勇田誠
地域農業推進課長	山之内稔
連携推進室長	山内年
営農支援課長	土屋秀二
農業改良対策監	井上裕一
消費安全企画監	小川雅行

出席委員（9人）

委員 長	外山 衛
副委員 長	松村 悟郎
委員	緒嶋 雅晃
委員	外山 三博
委員	十屋 幸平
委員	鳥飼 謙二
委員	冨師 博規
委員	河野 哲也

農産園芸課長	郡司行敏
畜産課長	山本慎一郎
家畜防疫対策監	児玉州男
部参事兼 農村計画課長	矢方道雄
国営事業対策監	三好亨二
農村整備課長	西重好
工事検査監	溝口博敏
水産政策課長	鹿田敏嗣
漁業調整監	成原淳一
漁港漁場整備課長	山田卓郎
漁港整備対策監	坂元政嗣
総合農業試験場長	村田壽夫
県立農業大学校長	米良弥
畜産試験場長	荒武正則
水産試験場長	那須司

事務局職員出席者

議事課主査	本田成延
政策調査課主査	坂下誠一郎

○外山衛委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山衛委員長 それでは、そのように決定をいたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時7分休憩

午前10時9分再開

○外山衛委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託をされました議案等の説明を

求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いをいたします。

○吉瀬環境森林部長 環境森林部でございます。よろしく願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。

お手元に配付しております環境農林水産常任委員会資料の表紙をまずごらんいただきたいと思います。

本日は、予算議案が1件、特別議案が1件、その他報告事項が2件でございます。

それでは、1ページを開いていただきたいと思います。まず、1ページの予算議案といたしまして、議案第1号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。(1)課別の表でございますが、ここに今回の補正予算の課別に集計したものを載せております。今回の補正につきましては、一般会計の表の中ほどにあります。補正額Bの欄の列の小計のところに掲げておりますように、3億2,750万円の増額をお願いしております。補正後の一般会計の予算額は、その右側に書いてありますが、355億5,632万1,000円となります。したがって、補正後の環境森林部の予算額は、表の一番下にございますように、361億5,313万1,000円となります。

次に、右側のページの(2)平成21年度繰越明許費補正(追加)一覧表でございます。これは、今年度、環境森林部が取り組んでいます事業につきまして、今回お願いいたします繰越明許費を課別に集計したものでございます。繰り越しの理由といたしましては、右側に書いてございますが、関係機関との調整、あるいは工法等の検討に日時を要したことによりまして工期が不足いたしますので、翌年度への繰り越しをお願いするものでございます。内容につきましては、自然環境課と森林整備課の4つの所管事

業を合わせまして、表の一番下の合計の欄にありますように、13カ所の8億6,186万4,000円でございます。

それでは、表紙に戻っていただきまして、2の特別議案についてでございます。特別議案につきましては、議案第6号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてございまして、これは、住民に身近な行政サービスは、できる限り住民に身近な市町村が担うことを基本にいたしまして、市町村の希望、選択による権限移譲を推進しているところでございますけれども、住民の利便性の向上、事務処理の効率化等の観点から、知事の権限に属する事務のうち、市町村から希望があった事務を新たに移譲するために行うものでありまして、また、あわせまして、市町村合併に伴いまして関係規定の改正を行うものでございます。環境森林部関係につきましては、(1)の「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」、これに基づく手続を初め、あわせて、(7)までの7つの法律等に基づきます事務につきまして、今回、取り扱いを希望する市町村に権限の移譲を行うものでございます。

次に、その下のⅢ、その他の報告事項につきましては、1の宮崎県産業廃棄物税条例の施行後の状況と今後の方針等について、及び2のエコクリーンプラザみやざき問題につきましての2項目について御報告をいたしたいと思っております。

私からの説明は以上でありますけれども、詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

**○堤環境管理課長** それでは、常任委員会資料の3ページをお開きください。

1の議案第6号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

改正の理由につきましては、先ほど部長が説明したとおりであります。

(1)の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律関係の事務の移譲についてであります。

①の移譲する事務の内容及び移譲市町村であります。まず、アであります。4ページの条例別表に7の5といたしまして、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく化学物質排出量等の届け出の受理など、9事務を追加し、宮崎市に権限を移譲するものであります。

また、イであります。同じく4ページの条例別表、7の6といたしまして、同法施行規則に基づく電子情報処理組織、インターネットでございまして、を使用した届け出の受理など、4事務を追加し、同じく宮崎市に権限を移譲することとしております。

3ページに戻っていただきまして、②の施行期日であります。平成22年4月1日より施行することとしております。以上であります。

**○河野自然環境課長** 自然環境課でございます。引き続き、議案6号関係でございます。

委員会資料の5ページをごらんいただきたいと思います。

まず、(2)の鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律関係についてであります。

①の移譲する事務の内容及び移譲市町村等につきましては、アにありますように、法律の改正により条項ずれが生じたため、条例別表の2を改正するものであります。

次に、イの条例別表の2の2にあります愛玩

鳥獣及び傷病鳥獣の捕獲の許可など13の事務の移譲市町村に、新たに綾町を追加しますとともに、宮崎市と清武町、小林市と野尻町の合併に伴いまして、清武町と野尻町を削除するものがあります。

次に、ウの条例別表の2の3にあります販売禁止鳥獣等の販売許可など6の事務の移譲市町村に、新たに宮崎市及び綾町を追加しますとともに、小林市と野尻町の合併に伴いまして、野尻町を削除するものであります。

次に、エにありますように、法律の施行規則の改正により条項ずれが生じたため、条例別表の3を改正するものであります。

次に、オの条例別表の3の2にあります、販売許可を受けた者からの住所変更などの2つの事務の移譲市町村に、新たに宮崎市及び綾町を追加するとともに、小林市と野尻町の合併に伴いまして、野尻町を削除するものであります。

恐れ入りますが、5ページをごらんいただきたいと思います。②の施行期日ですが、法改正に伴うものにつきましては、改正条例の公布の日からとしておりまして、また、合併に伴うものにつきましては、平成22年3月23日、合併の日からとしております。また、移譲市町村の追加によるものにつきましては、平成22年4月1日からとしております。

次に、8ページをお開きいただきたいと思えます。(3)の温泉法関係についてであります。

①の移譲する事務の内容及び移譲市町村につきましては、アの条例別表の3の3に、新たに温泉採取の許可申請の受理など9つの事務を追加し、宮崎市に権限を移譲するものであります。

この施行期日につきましては、平成22年4月1日からとしております。

次に、右側の9ページをごらんいただきたい

と思います。(4)の自然公園法関係についてです。

①の移譲する事務の内容及び移譲市町村につきましては、アの条例別表の4の2にあります特別地域内における行為の許可など24の事務の移譲市町村に、新たに宮崎市を追加するものがあります。

次に、イの条例別表4の3にあります公園事業の執行に伴う施設の変更等の承認等の事務の移譲市町村に、新たに宮崎市を追加するものがあります。

なお、ウにありますように、アの改正に伴いまして、条例別表の4にあります公園事業の執行の許可の申請の受理など5つの事務の移譲市町村から、宮崎市を削除するものであります。

この施行期日につきましては、平成22年4月1日としております。

次に、10ページをお開きいただきたいと思えます。(5)宮崎県立自然公園条例関係でございます。

①の移譲する事務の内容及び移譲市町村につきましては、アの条例別表に5の2として、特別地域内における行為の許可など15事務を追加し、新たに宮崎市に権限を移譲するものであります。

次に、イの条例別表に5の3として、公園事業の執行に伴う施設の変更等の承認など13事務を追加し、新たに宮崎市に権限を移譲するものであります。

なお、ウにありますように、アの改正に伴いまして、条例別表の5にあります公園事業の執行の許可の申請の受理など3事務の移譲市町村から、宮崎市を削除するものであります。

この施行期日につきましては、平成22年4月1日からとしております。

自然環境課は以上であります。

**○森山村・木材振興課長** 山村・木材振興課の平成21年度11月補正予算について御説明いたします。

お手元の「平成21年度11月補正歳出予算説明資料」、議案第5号でございますけれども、青いインデックスの山村・木材振興課のところ、ページでいきますと41ページをお開きください。

今回お願いしております補正は、国の経済危機対策に伴うものでありまして、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で3億2,750万円の増額をお願いしております。この結果、山村・木材振興課の全体予算額は、一番上の行の右から3列目でございますとおり、103億8,970万2,000円となります。

今回の補正内容の事項について御説明をいたします。めくっていただきまして43ページをお開きください。

上から5段目の（事項）林業・木材産業構造改革事業費でございますが、これは森林整備加速化・林業再生事業補助金3億2,750万円の増額をお願いするものであります。補正の理由といたしましては、本県の林業・木材産業は、木材価格の低迷や木材需要の減少などによりまして、依然として厳しい状況にありますことから、県産材の需要拡大の推進や山村地域の活性化につながるため、下段の説明の欄にありますように、

（2）の素材生産・木材加工施設や、（3）の木質バイオマス加工・利用施設の整備を、可能な限り前倒しして着手しようとするものでございます。

なお、一部の減額につきましては、本予算の執行見直しに伴いまして、事業実施期間が短縮したことによりまして事業規模が縮小したこと、あるいは工期が不足することなどに伴いまして、

やむなく次年度以降に実施をお願いするものでございます。

補正予算については以上であります。

次に、「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

お手元の委員会資料、12ページをお開きください。（6）入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律関係についてであります。

改正の内容は、移譲市町村の追加でございます。①にありますように、入会林野整備計画の認可等の23の事務を、今回、新たに宮崎市に権限移譲するものであります。今回の移譲による改正後の市町村は、下の新旧対照表にありますように、宮崎市、都城市、日南市の3つの市となります。

施行期日は、②にありますように、平成22年4月1日から施行することとしております。

次に、13ページをごらんください。（7）の森林組合法関係についてであります。

改正の内容は、同様に、移譲市町村の追加でございます。①にありますように、生産森林組合の設立の認可などの13の事務を、今回新たに宮崎市に権限移譲するものであります。今回の移譲による改正後の市町村は、下の新旧対照表にありますように、宮崎市、都城市、日南市の3つの市となります。

施行期日は、②にありますように、平成22年4月1日から施行することとしております。

山村・木材振興課からの説明は以上でございます。

**○大坪環境対策推進課長** それでは、資料の14ページをごらんください。その他の報告事項、まず1点目ですが、宮崎県産業廃棄物税条例の施行後の状況と今後の方針等について御報告を

いたします。

本県では、循環型社会の形成に向けまして、産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進、その他産廃の適正な処理の推進を図るため、平成17年の4月から、宮崎県産業廃棄物税条例を施行しております。この中で、来年の3月になりますが、施行後5年を目途に、必要があれば条例の規定について検討を加えまして、必要な措置を講ずるといふふうに規定をされております。そこで、今年度に入りまして、条例の所管課でございます総務部の税務課のほうとも連携をしながら、産業廃棄物税の導入による政策効果といったものを検証しまして、産業廃棄物税の今後のあり方について検討したところであります。

まず、(1) 宮崎県産業廃棄物税の概要であります。図の右側にありますように、産廃を排出する事業者は、廃棄物を焼却した際に1トン当たり800円、最終処分場に埋め立てた際に1トン当たり1,000円を負担することになっております。これを県のほうで徴収しまして、必要経費を差し引いた上で基金に積み立てまして、排出抑制等の事業を実施しながら、循環型社会の形成に努めているところであります。

次に、(2) の税収の状況であります。直近の平成20年度、一番右の棒グラフをごらんいただきますと、総額で2億8,714万5,000円、そのうち、最終処分場に埋め立てた分が2億5,204万3,000円、焼却された分が3,510万2,000円となっております。税収は年々増加傾向にありますけれども、これは下の斜線部分の焼却が減っているのに対しまして、白い部分の最終処分がふえているためであります。後ほど触れますけれども、実は、宮崎県内の産廃に係る最終処分量というものは減少しております。すなわち県外からの搬入量が増加しているということでこ

のような結果になっているものでございます。

次に、右側のページをごらんいただきまして(3) ですが、税収の使途について御説明をいたします。税収につきましては、この税の目的が達成できるように、平成17年度以降、いろいろな事業に取り組んでいるところでございますが、平成21年度は、合計23の事業に2億2,900万円余を充てまして、環境森林部はもとより、商工観光労働部や農政水産部等、そこに記していますような事業を実施しております。

次に、(4) の成果についてであります。まず、1点目ですけれども、経済活動に伴いまして、県内で排出された産業廃棄物の全体の排出量は若干増加しておりますが、減量化ですとか再生利用、そういったものが進みました結果、一番下のほうの黒い部分になりますが、最終処分量は、この税の導入前に比較しまして19万トンから17万3,000トンというふうに減少いたしております。

次に、焼却処理で課税されました産業廃棄物の量につきましても、平成17年度は5万1,000トンですが、一番右の20年度は4万3,000トンというところで、年々減少してきております。

さらに、この税を使いまして監視指導体制の充実強化を図りました。その結果、その表にございますように、19年度までは増加傾向にあったんですが、20年度、そして21年度は10月末現在ですが、徐々に減少傾向になってきております。

最後に、(5) のこれまでの検討状況及び今後の方針としてまとめをいたしました。

まず、①の検討状況であります。1点目、産業廃棄物の排出事業者上位200社に対しまして、アンケート調査を5月に実施いたしました。その結果、排出抑制ですとかリサイクルの取り

組みを行う事業者が増加するなど、徐々にその効果が出てきております。また、主要な関係団体であります宮崎県産業廃棄物協会からも7月に意見を聞いたのですが、席上いろんな要望があったんですが、例えば、排出事業者へ税の周知をもっと徹底してほしいといったこと、さらには、使途事業の拡充を図ってほしいといったような要望がございましたが、課税の継続そのものに関しまして理解は得られております。さらに、産業廃棄物税は、九州各県が平成17年度に一斉に導入しておりますので、今回、九州各県とも共同して検討作業を行いました。その結果、各県とも、排出抑制等の一定の効果が見られているということで、引き続きこの制度を継続する方向であるとの確認をいたしたところでございます。

以上のようなことから、②今後の方針案ですが、宮崎県産業廃棄物税につきましては、次のような理由によりまして現行制度を継続したいと考えております。1点目が、産業廃棄物税の目的であります産業廃棄物の焼却・埋立量の減少というものに向けまして、今後も継続して税制度を活用する必要があること。2点目は、さらに5年間課税を継続しまして、課税の成果を把握していく必要があること。3点目は、九州各県で共同して税を一斉導入したことから、税制については統一した扱いをする必要があることでございます。

なお、この税条例の取り扱いにつきましてですが、今後、所管をしております税務課が中心となりまして検討作業を行いまして、次の2月議会におきまして御提案させていただくことになろうかというふうに考えております。

それでは、次に、資料の16ページをごらんください。2点目の報告事項、エコクリーンプラ

ザみやざき問題についてでございます。

主に3点に分けて整理をいたしておりますが、まず1点目、(1) エコプラザにおける浸出水処理水の下水道放流についてであります。

公社のほうでは、外部調査委員会の報告に基づきまして、浸出水処理水の下水道放流案の実現に向けまして、地元との協議を進めてきたところですが、何とか御理解をいただくことができました。そこで、11月6日、地元3地区の対策協議会との間で、現行の協定を変更するという合意をいたしました。その内容につきましては、図に示したとおりでございますが、従来の変更前は、処理水を一切施設外に出さないということになっていましたけれども、変更後は、施設内で再利用できない分につきましては、宮崎市の公共下水道に放流するということになっております。なお、この下水道接続工事が完了しまして放流ができるまでの間につきましては、現在、車両により搬出していますので、それを追認するような内容になっております。

また、下の米印のところになります。地元3地区との合意に先立ちまして、公社のほうでは、下水道本管への接続地点に当たります住吉地区と10月26日に覚書を締結いたしております。例えば、万が一異常事態が発生した場合には迅速に対処するといったようなことなどを文書で約束いたしております。

さらに、この下水道接続工事に伴う費用負担についてですけれども、外部調査委員会の調査検討の結果、7億4,000万円ほどを要する見込みでありまして、公社では、来年度中に着工したいという意向でありますので、その工事のスケジュールに支障が出ないように、事前に関係11市町村と協議をしていくということになります。

次に、(2) 浸出水調整池機能不全に係る会計

検査院の検査結果についてであります。

会計検査につきましては、昨年度から実施されてきたところですが、去る11月11日に結果が公表されまして、その主な内容としましては、「浸出水調整池の基礎の設計等が適切でなかったため、工事の目的を達しておらず、国庫補助金2億547万8,000円が不当と認められる」との指摘がなされました。御案内のとおり、現在、調整池の補強工事を施工中でありまして、これが完成しますと、補助金の目的も達成されるということになりますので、県としましては、このような状況を環境省に十分説明して、補助金返還を求められることのないように対応していきたいと考えております。

なお、11月25日に、会計検査院のホームページに検査結果の詳細な内容が掲載されましたので、右側の17ページ以降に添付をいたしております。後ほどごらんください。

最後に、(3) 浸出水調整池補強工事の進捗状況についてでございます。

公社では、平成22年、来年5月末の完成を目指して補強工事を進めておりますが、11月末の進捗率は26.8%ということで、おくれ気味に推移をいたしております。これまでに、調整池上部の土砂やふた、水槽内部の底版コンクリートの撤去等を行いまして、現在、基礎ぐいや地中ばりを設置するための本格的な工事に入っている段階でありますけれども、先週金曜日に、この工事に関しまして、地元住民等を対象にしました第3回目の現場説明会が開催されましたので、実は、本日、別途そのときの資料をお配りしております。お手数ですが、そちらのほうをごらんいただけますでしょうか。

表紙で追加資料としているものでございますが、めくっていただきまして2ページになりま

す。

2の工事の進捗がおくれている要因について簡単に御説明します。(2)にありますように、9月から基礎ぐいの掘削を開始しましたところ、地下の岩盤、支持層が予想よりも深くなっておりまして。そこで、全面的にボーリング調査を実施しまして、再度、ぐいの長さや本数等について設計を行ったところであります。その結果、右側の3ページ、(3)にありますように、基礎ぐいを4本新たに追加するとともに、当初から予定していた分も延べ38メートル延長するなどの変更になっております。したがいまして、3番の今後の見通しですが、来年5月30日までの工期は延長するということになると思われれます。具体的な延長期間につきましては、現在、工程の見直し作業等を行っておりますので、公社では、その結果が出ました時点で、改めて御報告をするという予定にいたしております。

公社のほうでは、当初の目的どおりの安全な施設を完成させるということが何よりも重要だと考えておいまして、そのために全力で取り組んでいきたいといたしておりますので、何とぞ御理解をいただきますようお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

**○外山衛委員長** 執行部の説明が終了いたしました。議案第1号、第6号についての質疑がございましたら、お願いいたします。

**○十屋委員** 簡単なことなんですけど、議案第6号、事務処理の権限移譲ですが、それぞれ環境管理課から山村・木材振興課、9事務とか、化学物質等のうんぬんかんぬんあるんですけど、宮崎市に許可をおろして効率的にやられるんですが、具体的にどういうもので、市民なり業者さんにとってどうなるのかというのをそれぞれに教えていただけますか。ちょっ

と中身がわからないので。

**○堤環境管理課長** まず、(1)の特定化学物質関係でございますけれども、この法律では、第一種指定化学物質といたしまして、354の化学物質が有害性があるということで指定されております。現在、従業員が常用雇用21人以上、また、この指定化学物質を年間1トンあるいは有害なものについては0.5トン以上取り扱っている事業所は、都道府県を經由して国の主務大臣に届け出をするようになっております。国のほうは、環境省及び経済産業省が、主務大臣に届け出されたものをすべて集計いたしまして、集計結果を都道府県に返すと。このような法律でございますが、法の目的としましては、事業者の化学物質の自主的な管理を求めるといったものでございます。

宮崎市といたしましては、この届け出を、県を經由するものを宮崎市に經由させるという権限移譲でございますが、宮崎市といたしましては、大気汚染防止法であるとか、あるいは水質汚濁防止法、ダイオキシン類、そういった法律の権限を既に中核市として持っておりますので、その関係法令に係る化学物質の取り扱いについて情報を得られると、そういった意味で宮崎市のメリットがあるということでございます。以上でございます。

**○河野自然環境課長** 先ほど説明しました鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律関係ですが、5ページをごらんいただきたいと思っております。アとエにつきましては、単純に法改正で移譲したものでして、イについては、愛玩用鳥類、メジロとかホオジロの飼養と申しますか、けがをした鳥を捕獲して保護するための許可、こういったものを綾町に追加するという事になって、綾町が許可を出すということになりま

す。合併に伴うことによって、清武と野尻は削除します。ウについては、販売禁止の鳥獣というのは指定しておりますが、実際はヤマドリだけです。ヤマドリを販売することの許可を宮崎市と綾町が4月から行うということです。オについては、販売許可を受けた者が住所変更の事務を行うわけですが、これについても宮崎市と綾町が追加で事務を行っていただく。そういうことです。

それから、温泉法関係ですが、これについては宮崎市のみ。宮崎市は保健所を持っております。ほかの市町村は持ちませんので、宮崎市について、これまでも10の事務を行っていただきましたけれども、新たに9つの事務を4月から取り扱っていただくということでございます。

それから、9ページの自然公園法関係ですが、これにつきましては、特別地域内の行為の許可や施行令で定めます施設の変更承認を4月からやっていただくんですが、申請の受理の事務については、平成12年から宮崎市は行っていたとおったんですけれども、4月からは、自然公園法関係の許可と承認の事務を市みずから行っていただくということでございます。

最後になりますけれども、10ページでございますが、宮崎県立自然公園法関係条例でございます。これにつきましても、自然公園法関係の事務と同じく、条例関係の事務を、平成12年から宮崎市のほうはやっていただきましたけれども、この4月からは、許可と承認も含めて市のほうでやっていただくというような改正でございます。以上です。

**○森山村・木材振興課長** 12ページの入会林野についてでございますけれども、入会林野とい

いますのは、御承知のように、集落などの一定地域の住民が、昔からの決まりやおきてに従いまして、木材の伐採とか家畜の飼料を採取するために共同で利用している山林・原野のことでございますけれども、これが、権利は世帯主が世襲するということになっておりまして、非常に権利が不明確で、既に亡くなられている方ばかりの所有になっております。こういったものを近代化しまして、現在のしっかりした権利所有形態にするという手続でございます。これを宮崎市に移譲しようというものでございまして、旧高岡町に3地区ございますので、この入会林野の解消について権限を移譲するということでございます。

次の13ページにつきましては、その入会林野の解消の一つの方法としまして、移行する先としまして生産森林組合というのがございます。その生産森林組合の許認可を継続して、入会林野から移行するものを権限を移譲するということでございます。以上でございます。

**○十屋委員** よく言われるように権限と財源ということなんですが、財源のほうは1事務幾らか決まっていたと思うんです。そういう意味で、一つ一つはいいですけども、総額で大体どのくらい宮崎市のほうに移譲されるんですか。

**○飯田部参事兼環境森林課長** これにつきましては、宮崎県の市町村権限移譲交付金というのがございまして、実際、前年度に実績を出した上で次年度に交付するということになっておりますので、今の段階では、新たなこの50事務につきまして、金額については不明であります。

**○鳥飼委員** 関連してですけども、市町村権限移譲交付金ですね、それぞれの事務によるんでしょうけれども、今度の事務は、細かい事務というか、受理をするとかそのようなことのよ

うですが、1件当たりの事務手数料はどれくらいになっているのか、ちょっと教えてください。

**○飯田部参事兼環境森林課長** 事務の標準単価というのがございまして、高いのから低いのかいろいろあるんですけども、例えば鳥獣による被害の防止のための鳥獣の捕獲等の許可については3,700円。高いところになりますと、定款変更とか、さっき言いました入会権の整備計画の認可につきましては50万4,480円とか、ばらつきが非常にあるということでございます。

**○鳥飼委員** この交付金は行政経営課が主管になるんですか。いろんな事務の権限を移譲していくというのをずっと進めてきたんですけども、当然、権限だけじゃなくて、今、十屋委員も言われるようにお金がないとというのがあるわけですが、これは主管の課というのどちらになっているんですか。

**○飯田部参事兼環境森林課長** ちょっと確認します。

**○鳥飼委員** それぞれ都道府県でこういう権限移譲をやっていると思うんです。これは主管課というか主管部に聞かなくちゃいけないんでしょうけれども、やはりお金次第、お金次第という聞こえが悪いですけども、事務手数料がしっかり担保されないとなかなかというのがありますので、私の勉強不足もあるんですけども、そこら辺を確認したところです。

今回、宮崎市が権限移譲がかなり多いんですけども、これは市長との懇談会といいますか、宮崎市選出の議員との懇談会のときに、積極的に事務移譲を図っていきますということを発言しておられました。今後もかなり宮崎市から出てくるのではないかと思いますけれども、これまで、ほかの市町村で、例えば都城市でやっているのに宮崎市でやっていないというのはあ

りますし、中核市ですから、もっとやっておってよかったんじゃないかという感じがするんです。なぜかと私に聞かれても困ると言われるかもしれないんですけども、どんなふうに受けとめておられるのか、感想があればお聞きしたいと思います。

**○飯田部参事兼環境森林課長** この権限移譲につきましては、基本的には、市町村の組織体制、人員の体制もございますので、それぞれの市町村のほうの判断で、事務については、先ほど申しました事務処理の特例に関する条例もございまして、その中で例示がございます。そこから関係の自治体が、これだったらできるということやっていきますので、あくまでもパッケージを示した上で、各市町村の判断でしていただくということになっています。答えになっていませんが。

**○鳥飼委員** 次、行きます。山村・木材振興課のところ、43ページの林業費、3億2,750万ということで補正になっております。そこで中身についてお尋ねします。素材生産・木材加工施設等整備事業、これは1億2,500万ですが、具体的な内容についてお示しをいただきたいと思えます。

**○森山村・木材振興課長** これは、高性能林業機械の導入ですとか、木材加工の製材加工施設、そういったものを助成するものでございまして、箇所的には、高性能林業機械を4台、木材加工施設を4カ所、新たに追加するものでございます。

**○鳥飼委員** その次の木質バイオマス加工・利用施設整備事業、これについても御説明をお願いします。

**○森山村・木材振興課長** これにつきましては、燃料用チップの加工流通施設の整備、温泉公共

施設による燃焼用の木質ボイラーの整備を行うものでございます。あと、間伐材の買い取り支援、これは立方当たり3,000円の定額を助成するものでございますけれども、これの助成を新たにするもので、2カ所、5社に対して助成をするものでございます。

**○鳥飼委員** 上のはいいとして、3のほうは、門川町に日田市と同じようなのができていますけれども、4のほうを施設名とか具体的に説明をしていただけないでしょうか。

**○森山村・木材振興課長** バイオマス加工施設につきましては、延岡市の谷明産業、日向市のサンケイに助成するものでございます。その他の間伐材の買い取り支援につきましては、谷明産業、小林市の三共、それからサンケイの3社に対して助成をするものでございます。

**○鳥飼委員** 門川町に、何という施設でしたか、特別委員会で視察に行ったチップの、ありますね。あそこでも、チップにする材料、放置された林材をどう回収するのかというので、これが課題ですと言っておられたんですけども、こういうところは今回は入っていないということなんですか。それとも、それは整備をされているということなんですか。

**○森山村・木材振興課長** 買い取りの支援につきましては、協定を結びまして、取引ができることになっております。施設については既に完成が済んでおりますので、材料の供給について、安定的に供給するというので支援するようにしております。

**○鳥飼委員** 今回のこの事業では別の事業ということになるんですね。

**○森山村・木材振興課長** 今回の事業といえますか、緑の産業再生プロジェクトの中で支援すると。

○鳥飼委員 続いて、(4)ですけれども、木造公共施設整備等事業で9,200万減になっているんですが、これは最高1,000万までだったというふうに記憶しているんです。例えば、北郷の総合支所のところにある幼稚園、保育園のところなども補助対象となって、かなり好評なんですけれども、今年度実施をした件数を教えてくださいませんか。

○森山村・木材振興課長 これは今年度始めた事業でございますので、実績はございません。

○鳥飼委員 従前の、木造の建物、県産材を使った場合に1,000万というのがありますね。あれとは別なんですかね。

○森山村・木材振興課長 その事業は県単事業でございます。これは国庫補助事業になっております。今年度から新たに補正で仕組まれたものでございます。

〔「凍結扱い」と呼ぶ者あり〕

○鳥飼委員 実績はなくて、減というので、今出たように、凍結ということなんですか。

○森山村・木材振興課長 この緑の産業再生プロジェクトにつきましては、当初6月の補正で要求してお願いしておりましたけれども、9月に入りまして留保の通知をいただきまして、その後、審査が行われて、継続されると、10月16日に継続の通知をいただきました。したがって、今現在、今年度から初めて実行している状況でございます。

○鳥飼委員 木造公共施設整備等事業というのも、国庫補助のということで今年度からということだったんですけれども、実績があったのか、これも凍結になったのか、ここで御説明をお願いします。

○森山村・木材振興課長 今回お願いしております補正全額とも国庫補助事業でございます。

したがって、(4)の木造公共施設整備等事業につきましても、9月の初めに留保の手続が踏まれて、10月16日に継続が決定されたところでございまして、今年度から着工を始めるものでございます。

○鳥飼委員 そうしますと、9,200万減額なんですけれども、補正で上げたときは幾らで上げて、今回どれだけ減額をして、今年度支出見込みがどれだけということになると思うんです。そこをお示しいただきたいと思います。

○森山村・木材振興課長 木造公共施設は、当初、9月末までの現計で1億2,500万お願いしておりますので、結果としまして、補正後6,211万5,000円ということになります。

○鳥飼委員 ちょっと意味がわからなかったんですけど。

○森山村・木材振興課長 済みません、失礼しました。当初1億4,250万お願いしておりますので、今回補正を9,230万4,000円お願いいたしますので……、失礼しました。欄を間違えておりました。申しわけありません。木造公共施設の全体が1億7,250万ございまして、今回減額させていただきますのが9,230万4,000円、結果としまして8,019万6,000円が今年度事業実行する予算ということになります。

○鳥飼委員 そうしますと、制度自体は宮崎県と同じような理由ですか。今実施をしているところもあるので8,000万残っていると思うんですけれども、補助概要と今後の実施見込み、そこを教えてください。

○森山村・木材振興課長 今回の緑の産業再生プロジェクト、木造公共施設の整備事業につきましては、木材の材料費が立方当たり5万円、それに事業費の2分の1を補助するというもの

で、最高額1億円を規模としております。一方、県単のほうにつきましては、木材の使用量の3分の1を上限1,000万ということで助成するというものでございます。

○**図師委員** 今のところに関連してなんですが、林業・木材産業構造改革事業、項目でいいますと、(2)(3)は前倒しで整備を進めるというお話でしたが、(4)(5)については減額と。

(2)(3)については、素材の加工なり、木質ペレットの加工なりで、それはどんどん前倒しでやっていただいているんですが、この事業の全体像を見た場合に、私の理解が間違っていれば教えていただきたいんですが、つくるほうはどんどんつくらせて、流通が滞っていくと。だぶつきが出てくるような事業の内容に映って仕方ないんですけれども、流通が減額になっているということは、流通がそれだけ少なくなるのか。また、次の展開のためにここはあえて蓄えるといいますか、減額にせざるを得ないのか。事業の全体像を説明していただきたいんです。

○**森山村・木材振興課長** おっしゃるとおりでございます。出口をしっかりとつかまえないといけないというふうに思っています。ただ、(4)の木造公共施設につきましては、冒頭にも御説明いたしましたけれども、事業期間が短縮されたものですから、設計する期間が短くなったり、年度内に完成する時期がなくなったという事情がございまして、これは3カ年間で全体でやっていくことになっておりますので、来年、再来年度で着実に実行するということになっております。

それから、(5)の素材流通経費等支援事業につきましても、取扱量の立方2,000円を支援するということになっておりますけれども、これも事業期間が10月16日にずれ込んだ関係上、素材

の生産ができなくなった分の量が減額されたと、減額せざるを得なくなったと。流通できなかった量の分だけ減額するということになりまして、来年度以降、これも円滑な間伐を進めながら実施していくということになるかと思えます。

○**図師委員** 来年度以降に関しては、円滑な流通並びに市場も見通しが立っている、確保できていると理解していいんですか。

○**森山村・木材振興課長** そのように仕組んでいかなければいけないと、逆に思っております。

○**図師委員** そういう見通しで動かれるのはやむを得ないと思うんですが、くれぐれも来年度以降もこのような減額がないように、大いに業者の方、また市場関係者との連携をとって、材価がさらに高騰していくような取り組みをお願いしたいと思います。以上です。

○**飯田部参事兼環境森林課長** 先ほどの鳥飼委員の質問に対するお答えでございますけれども、行政経営課のほうで所管しているということでありまして、7月から8月にかけて、市町村と協議とか要望調査をとりまして、実際は担当課同士で十分協議を行って、その上で、大丈夫だというものにつきまして、知事から当該市町村に対しまして協議を行った上で、その承諾を得た上で条例改正を行うという流れになっているようでございます。以上であります。

○**緒嶋委員** 森林整備加速化・林業再生事業の木造公共施設の分が、9月に7,000万補正している。そして今度は9,200万減額でしょう。これは留保と言われたが、留保が解除されれば予算が返ってくるんですか。留保の意味。

○**森山村・木材振興課長** 私どもの県のほうには51億円を内示いただいております。交付決定をしていただきまして、今年度中にそれは国庫から県費に、県の基金のほうに積み立てられ

ると聞いておりますので、その枠の中で今後3年間で実施していくということになるかと思えます。

○緒嶋委員 減額されたものは来年、再来年度に返ってくるということでしょうか。

○森山村・木材振興課長 全体計画として、来年、再来年度で実施していくということでございます。

○外山三博委員 さっきの鳥飼委員と図師委員の関連なんですけど、43ページの木質バイオマス加工、これは木質ペレットの製造に関する部分も入っているんですか。

○森山村・木材振興課長 今年度分は入っておりませんが、今年度分は、チップ、細かくする機械、倉庫、加工施設、そういったものが入っております。

○外山三博委員 この補正は、チップ加工のための予算は入っておるんですかということなんです。

○森山村・木材振興課長 入っております。

○外山三博委員 木質ペレットを使っている施設園芸なんかは、モデルで農政のほうをやっていますね。その後ふえていないんじゃないですか。どうなんですか。

○森山村・木材振興課長 昨年度に7台導入されたと聞いておりますけど、今年度は、たしか2台予算措置がされるというふうに聞いております。

○外山三博委員 環境を重視するという流れの中で、今の重油中心のボイラーはどこかでやめんといかんだろうと思うんです。それにかわるのが、電気か、この木質ペレットだろうと思うんです。宮崎県は林業県ですから、やっぱりここに力を入れていくべきだと思うんですが、この木質ペレットの生産は、宮崎県以外でもだい

ぶやっているんですか。

○森山村・木材振興課長 記憶がうろ覚えなので後で御報告します。済みません。

○外山三博委員 現場に行ってみると、燃やすボイラーが高くて、それが安くなっていないんです。これはどうなんですか、農政のほうなのかな、それともここですか。

○森山村・木材振興課長 木質ペレットのボイラーが350万ほどかかって、重油のボイラーは150万程度だというふうにお聞きしております。

○外山三博委員 私が聞いたのは、所管はここなのか、それとも農政か。ペレットをつくるのは木のほうだから、環境森林部でしょうが、ボイラーに関しては、農政で聞いたほうがいいのか、それともここで聞いたほうがいいのかという話です。

○森山村・木材振興課長 使われる側は農政だと思いますので、農政でお聞きしたほうがいいのかと思います。

○外山三博委員 これは連動していくわけでしょう。材料と機械と。切って、縦割りで、こちらは農政といってもちょっとおかしいですよ。ボイラーの絡みは、農政も当然、生産する環境森林部と相談をしながらね。向こうにも聞きませうけど、今後この分野を広げていく必要性から言ったら、農政の使っておるほうのボイラーの絡みをひっくるめてぜひ協議をしてください。きょうはそれで結構です。

○森山村・木材振興課長 農政とは綿密に協議をしておりますし、J Aの中央とも連携しながら、ペレットの安定供給と価格に見合う供給をしなければ、やはり重油に見合う供給じゃないと使う側としましても困るということで、それについては協議を進めております。

○外山三博委員 それじゃ、何でボイラーが下

がってこないんですか。ボイラーが全然下がってこないですよ。その改良・工夫ね。連携して協議をしておられるというのであれば。せっかく木質ペレットに対して補助していくのに、それが流れていかないんですよ、高いと。だから、ボイラーを下げる工面、技術改良、コストダウン、そういうところをやっていく必要がありますので、これ以上聞きませんが、よろしく願いしておきます。

**○外山衛委員長** それでは、次に、その他の報告事項についての質疑をお願いしたいと思います。

**○十屋委員** エコクリーンプラザの追加資料をいただいた中で、濱砂委員が一般質問でかなり質問されましたので、おおよそわかったんですが、ここの文章だけ読ませていただくと、(1)基礎工事の変更ということであるんですけども、当然、基礎工事を変更する場合には新しく設計したんですよ。そのときのデータはそのときにとったものなのか、そこをまず教えていただけますか。

**○大坪環境対策推進課長** 今回、深礎ぐいを掘るわけですけども、当然、池本体の真下になります。したがって、事前にその部分はボーリング調査できなかったんです。周辺だけ、主な地点だけボーリング調査をしまして、当時の図面と照合しまして、大体の推測をして設計をいたしております。したがって、深礎ぐいを打ち始めて、実際にどのくらいかわかるという状況にありました。やっぱり掘ってみたら想定よりも深かったんです。したがって、全面的にボーリング調査をやるということになって、再設計をしているという状況でございます。

**○十屋委員** ということは、前のデータと回り

を掘ったものとあわせて設計をしたということですね。この前も、矢板で暗渠をぶち抜いたというのがありましたが、今回もまた暗渠については、(2)の中で、存在を把握していたが、正確な位置、深さがわからなかったというような話なんですけど、これはもともと以前の設計があって、それと現場とがわからないというのがちょっと理解できないんですけども、そのあたりはどういうふうな協議をなされたんですか。

**○大坪環境対策推進課長** 当然ながら、ここは当時、日本技術開発というところが設計をしまして、そして三井住友JVというところが施工しているんですが、今回の補強工事の詳細設計に関しましても、日本技術が中心になって設計をいたしております。したがって、最大限わかり得る範囲内では理解していたと思うんですけども、実際掘ってみますと、そこよりも深いところに岩盤が出ましたり、あるいは暗渠の場所があったりということで、今回、設計変更になっているわけです。

**○十屋委員** もう一回確認しますが、最初の計画、つくったときも同じ設計屋さん。今回もまた同じところで、不思議に思うのは、何でこういう初歩的なミスをされるのかと。同じ会社でしょう。ということで、暗渠の存在はわかっているけど、想像ができなかったというのは、逆にちょっとわからないんですけど、そのあたりは何か会社の中での問題はないんですか。

**○大坪環境対策推進課長** 当然ながら、日本技術開発に対しましては、当時の設計とかその後の施工監理、いろんな問題があったと思います。これは外部調査委員会でも指摘をされていますので、今後そういったことを含めて損害賠償請求の訴訟をしていくということで、現在作業を進めております。ですから、今回は、日本技術

が設計をして、さらにダブルチェックということでもう一社設計コンサルに入っていて、そして慎重にやっているんですが、それでもわからないといいますか、不明な部分があるということで、その部分は、実際の現場対応といいますか、出てきた段階で補正していくしかないかなというふうに思っております。

**○十屋委員** 本当に正直、不思議なことで、普通、設計してこの深さに埋めていますよというのが、深い位置にあったり、浅い位置にあたりというのは、全く想像つかないんです。不思議なぐらい。1回ならまだわかるんだけど、この前矢板の件もあって、またでしょう。そのあたりがなかなか理解しにくいのと、同じ設計屋さんが同じミスをするというのは、やっぱり内部的な問題があるのかなというふうに思わざるを得ないんです。

工期が5月30日よりさらに延長するということで、いろんな経費が追加工事で出てきますね、設計も含めて。そうなった場合は、設計会社に瑕疵があるのですか、それとも施工業者のほうですか。

**○大坪環境対策推進課長** 今回の分につきましては、どこに瑕疵があったのかというのは難しい部分はあるかなというふうに思います。先ほど申しましたように、深礎ぐいを何メートルにするかという問題につきましては、正直申し上げて、その現場を掘ってみないとわからないという部分がありましたので、そこは瑕疵を請求するのは難しいと思いますが、どちらにしましても、この全体、今後、損害賠償請求するわけですから、その中で余分にかかった分については請求をするということになろうかと思っております。

**○鳥飼委員** 産業廃棄物税のことでお尋ねをい

たします。まず、14ページの(2)で教えていただきたいんですが、17年度2億462万1,000円、初年度は7月分から申告でということで、4月から12月までの9カ月分になっています。ちょっとわからないんですけど、4月から3月が普通、年度ですね。この収入がこういうふうになっているのはどういう理由なんでしょうか。

**○大坪環境対策推進課長** 4四半期ごとに集計をしまして申告していただくということになっております。平成17年度に関しましては、7月に申告をされた分からということになっていきますので、7月、その次の……、17年の4月から導入してまして、7月と10月と1月、3回分の申告の合計になっています。したがって、17年度の方は9カ月分の申告ということでございます。それから、18年度に関しましては、18年の4月申告分ですから、18年の1月から3月分が入ってきているということでございます。

**○鳥飼委員** わかりました。若干ずれたということで、あとは年度になっているということで理解をいたします。

それで、成果のところの焼却処理でという黒ぼつの2つ目ですけれども、焼却処理で課税された廃棄物の量は年々減少してきているということです。5万1,914トン、それがどんどん減ってきていますよということですが、14ページの表を見ると、埋め立て分というのは、焼却処理をした分と焼却処理しないで埋めた分というのが出てくるかと思うんですけれども、それはふえているということではよろしいのでしょうか。

**○大坪環境対策推進課長** 先ほどもちょっと申しましたが、ここの(4)で記していますのは、県内で排出された分ということでございます。その中で申しますと最終処分量はだんだん減っ

てきていますので、要は環境に与える負荷というのは少なくなってきたということで、一定の評価はできようかと思っております。ただ、一方では、県外から県内に搬入されてくる分が増加をいたしております。したがって、その部分が、14ページの(2)の表では、最終処分の税収額に反映してきているということでございます。

**○鳥飼委員** そうしますと、この表を見るときには、(4)の成果は県内分で、(2)の税収で出てきている白いところについては、県外分も含んだ分を計上しているということで理解すればいいわけですね。わかりました。

**○河野委員** 同じページで、監視指導體制の充実の結果、不法投棄の件数が減少に転じているとありますが、例えば19年度、月でいうと何月が一番多かったのか、その件数。20年度、何月が多くて、何件かというのを確認したいんです。

**○大坪環境対策推進課長** ちょっと調べさせていただきますか。

**○河野委員** 21年度10月末現在で39ということですので、僕も、年末等、延岡の不法投棄の危険がある箇所を調査するんですけど、年末とか年度末というのは非常にぐっと来るので、成果ということよりも、しっかりと監視体制というのは維持していただきたいというのが一つのあれだったんですけど、また後から教えてください。

**○緒嶋委員** 県外からの搬出が多いと。どういうところが多いんですか、県外から宮崎県に持ってくるのは。

**○大坪環境対策推進課長** 原則は県外から県内に持ってくるのは禁止していますが、やむを得ない場合は、事前協議を経まして承認をしているケースがございます。具体的に申しま

すと、九州管内で出た廃棄物で、その県でどうしても処理ができない分というのがございます。例えば鹿児島県なんかは、産業廃棄物の最終処分場がまだないんですね。したがって、鹿児島県内で出た産廃について宮崎県内に搬入させてくれというふうな事前協議は、結構あります。そういうことで、九州管内でどうしてもやむを得ないというものに関しては対処しているということでございます。

**○緒嶋委員** 県外から持ってくる人と県内の人は、税金そのものは変わらないのですか。

**○大坪環境対策推進課長** 同額でございます。

**○緒嶋委員** ある程度差をつけていいんじゃないですか。

**○大坪環境対策推進課長** これは九州各県で同じルールで導入していますので、どちらかに差を設けると安いほうに流れるということがございますので、税額は一緒ということで整理しております。

**○緒嶋委員** 特に鹿児島なんか最終処分場を持たないところは、本当は、お互いの県内でそういう一つの処分場はどうしてもつくらなきゃいかんというあれがあると思うんですけど、それだったら、逆に言えば、宮崎県のほうにどんどんやれば県内につくる必要はないじゃないかということにもなるだろうと思うんですが、そういうことからすれば、九州管内である程度調整せにゃ、満杯になればどこかまた別なところにつくらなきゃいかんわけですね、最終処分場を。そういうことを考えた場合には、鹿児島県のようなことで、宮崎県もつくらんでほかの県に持っていきやよかったというようなことになる可能性もあるような気がするんですが、そのあたりはどうか。

**○大坪環境対策推進課長** もちろんそれぞれ都

道府県ごとに、自分のところの県で出た分は、それぞれ責任持って処理するというのは大原則だと思いますので、鹿児島県のほうでも今、公共関与による産廃場の建設の準備が進められているというふうに伺っています。したがって、各県ともそれぞれの努力はされていると思います。逆に本県からも、本県内で処理できない分が県外、九州各県に出ているという事例もありますので、そこはお互い努力をしながら、難しい部分は補完しながらということやってまいりたいというふうに考えております。

**○緒嶋委員** 具体的に、宮崎県で最終処理ができないものというのはどういうのがあるわけですか。

**○大坪環境対策推進課長** 例えばPCBを含んだ廃棄物等に関しましては、本県では処分ができませんので、北九州のほうに持っていっている事例等があります。

先ほど河野議員がおっしゃいました1カ月ごとのデータですが、申しわけございません、集計がないようですので、改めて整理をして御報告させていただきたいと存じますが、いずれにしても、今、宮崎県内で18名の監視員が常時活動をいたしています。県内全域にわたって厳しい監視体制を敷いているつもりでございますので、年末年始も含めて、しっかりとした監視体制を維持していきたいと考えております。

**○森山村・木材振興課長** 先ほど外山委員のほうから御質問がございました木質ペレットの生産施設数、全国でどのぐらいあるのかという御質問でございました。平成20年度末で63施設、生産量としまして3万7,670トンが生産されています。

**○外山衛委員長** では、その他でございますか。

**○外山三博委員** この委員会で調査に行ったと

きに、名古屋の中部国際空港に行って、広い見学コースは外にあるんですが、そこを見ておるとき、下の床材が、木材でもないし、化学合成でもない。聞いたら、プラスチックに木のくずを加えた材料のものだと。御承知のように、中部国際空港は、環境に非常に配慮した空港、いろんな面でやっておるんです。ですから、単純にプラスチックじゃなくて、木材を加えたというのものもあるんでしょうが、その後、岡山の真庭に行ったんです。そこで木材の加工工場に行ったときに、プラスチックに木材の細かくしたのを加える研究を今しておるというような話がありまして、これが相当出ていくということになれば、宮崎で、いろんな木を使って、木のくずにしてそれと足していくことはできるわけですね。その実態ですよ、今私が言ったような商品が宮崎県ではあるんですか。出ているんですか。

**○森山村・木材振興課長** 実態的にはほとんどないと思っています。中部国際空港にあるのはWPCといいまして、ウッド・プラスチック・コンビネーションという頭文字をとってWPCということなんですけれども、どちらかといいますと廃材ですね、建築廃材を細かくつぶして、プラスチックとまぜまして、木材プラスチックの再生複合材ということで出回っているようでございます。例えばそういった床材ですとか、公園の柵材とか、そういったものに使われているようでございまして、木質の材料を30%から70%の間で混入してプラスチック化されるということでございます。

メリットとしましては、成形が簡単で、乾燥や収縮がないということがございますけど、デメリットとして、くぎ打ちができないというようなことになっているようでございます。工場は県外にございまして、本県にはございません。

○**外山三博委員** 宮崎のいろんな木を使う市場になる可能性があるのですが、少し情報を収集してもらって研究してみてください。お願いしておきます。

○**図師委員** 川南の遊休の森か何かに敷いてなかったですか。都農ですか、都農ワイナリーの遊歩道がその素材じゃなかったですか。

○**森山村・木材振興課長** 遊休の森は、チップとモルタルアスファルトをまぜて色をつけたものを施工しているものだったと思います。

○**図師委員** あれとはまた別なんですか。

○**森山村・木材振興課長** はい。別です。

○**松村副委員長** その他のその他ですけれども、最近、児湯郡で、リサイクル業者の方が負債を抱えられて事業停止されていると新聞に出たんです。私も中身はよくわからないんですけども、そういうリサイクル業者の方々の現状についてはどうなんでしょうか。それと、川南の業者さんについては、どういう理由で事業として成り立たなくなったのか。あるいは、鉄くずとかそういうものに関しては、リサイクルがよくて、輸出の関係もよくて、非常によかったけれども、最近は厳しいんだという話もいろいろ聞いているんです。今回、川南でリサイクル業者さんの方が大分大きな負債を抱えられて倒れたみたいですけど、この件に関して情報とか何かございますでしょうか。

○**大坪環境対策推進課長** リサイクルに関しましては、産業廃棄物協会ともいろんな話をしているんですが、製品を開発したり、開発しても販路を拡大するのが非常に難しいという話がございます。そういったことを、何とかこの産廃税を活用して県としてももっと支援してあげませんかというふうな要望がっております。今、御質問にありました児湯の事例につきまし

ては、早速、先週、職員が行って現状を調べてきております。きょうは週明けですので、まだ詳細な中身は確認していませんけれども、いずれにしても、そんな問題が発生しましたら、すぐ県も現地に行って、市町村と一緒に状況を把握したりということはやっている状況でございます。

○**松村副委員長** 特にリサイクルの中でもその他の廃プラという部分のところが、当初は、燃料化とかいろんな形で将来性を感じてとか、あるいは大きな溶鉱炉を持ったところや電力関係で使えるということで、それを見込んで進められた経緯もあるんですけども、ある意味その問題がむにやむにやとなってしまうと、そこでその事業に乗り出した方が、犠牲といえますか、行政も含めてそちらの方向がはっきりしない中で、投資に対する需要が見込めないという形で資金繰りに困られたという大体の経緯じゃないかと思うんですけども、そのあたりの事業に対しての展開とか、その辺をもう少し明らかといいますか、しっかり調査して、産廃の業者さんたち、リサイクル協会の方々にも、いろいろ協議して、今後の事業に対する指導なりをしていただけるとありがたいと思っています。

○**大坪環境対策推進課長** 当然ながら、そういった方々は中小企業に該当するわけですから、商工で持っていますいろんな資金制度もありますので、柔軟にといえますか、両部連携して対応していきたいと思っております。

○**松村副委員長** 児湯郡の結果等とか調査の内容がわかりましたら、またお知らせください。ありがとうございます。

○**緒嶋委員** これは一般質問でもあったんですけど、合併浄化槽ですよ。下水道はそれぞれ市町村が、自治体が関与するし、農業集落排水も大

体そういうことになって地域が団体だが、やはり今後は、合併浄化槽は、コストの面でも、特に中山間地とか農村地帯では大変有益な、河川浄化あるいは環境浄化等いろいろな意味で私は絶対やらにゃいかんと思っているんです。今、単独の浄化槽はないわけですが、宮崎市の佐土原とか綾とかはまあまあ頑張っておるという話も聞くんですけれども、ほかの市町村がなぜこれに積極的な対応をしないのか。そういう全体を、環境を守るという、今は地球環境をどうするかという大きなテーマもあるわけですが、そういう中で、なぜ市町村がこれに乗り気が薄いのか。一番根本的なものは何ですか。私は、個人としては、物すごく補助制度も充実しておりますから、受け入れやすいと思うんですが、そこ辺がなぜかなというのがいつも懸念材料なんです。このことについてどう考えておるのか。

**○堤環境管理課長** 市町村設置型がなかなか進まない。一つには、新たな制度に取り組むという観点で、市町村としては、財政上厳しい中で、それに対して消極的であるというのがあるかと思えます。もう一つは、通常、合併処理浄化槽の補助金は環境の担当課がやっている場合が多い。市町村設置型になりますと、どちらかという、料金徴収であったり、入札によって設置するという、下水道担当課のほうが理解がいい。そういった担当課が消極的であるといった事情や、料金徴収体制の組織をつくらないといけない。そういったもろもろのことがあって、なかなか前に進まないという状況があるかと思えます。現在、市町村長さんを訪問して、県の支援制度であるとか、国の動きであるとか、あるいは県内の2市1町がどういう体制で取り組んでいるか、そういったことを説明して回っているところでございます。

**○緒嶋委員** これは個人で設置しても、後の管理運営をうまくやっていただかんと、かえって環境を悪化するようなこともあり得るわけです。環境を守るのは、やはり自治体の責任だと思えます。そうならば、できるだけ自治体の関与型のほうに持っていくということを積極的にやらんと、今、温暖化対策とか何とか言っておるけど、すべてがそういうものにつながってくると思うんです。これはまだ県も、今、訪問してと言われましたが、もうちょっと積極的に市町村の議会も含めてやらんと、首長さんだけでは財政のこともあるということと、交付税措置がどうなるのかとかいろいろなことも含めてやっていかんと、本当の環境浄化にはならんんじゃないか。集金のことを言われましたが、個人的には出すわけですから、それを組織としてやることで市町村がそこまでちゅうちょする必要はないんじゃないかという気もするわけですし、検査料そのものも格差がある。ある意味では、市町村・団体がやるということであれば、そういう手数料等も減額になって、それぞれの個人の住宅なんかもメリットが出てくるんじゃないかという気がするわけです。これは環境管理課が、部長を中心に、市町村ともタイアップして整備していく。これが最も必要じゃないかということを感じておりますし、やったところは、それでよかったと、どこでも言っておられるわけです。だから、もう一步踏み出せばかなり伸びるんじゃないかという気がしてならんわけです。そのあたりの今後の努力を最大限やってほしいと思うんですけど、部長、このあたりはどう思っておられますか。

**○吉瀬環境森林部長** おっしゃいますように、合併処理浄化槽、それも市町村設置型というのは、経済性、設置した後の管理という面から、

非常に有効な手だてだと思っておりますので、今、課長が説明しましたように、県のほうとしても真剣になって各市町村にPRしていきたいというふうに思っております。

○外山衛委員長 その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山衛委員長 それでは、以上をもちまして環境森林部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

---

午後1時1分再開

○外山衛委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○伊藤農政水産部長 農政水産部でございます。よろしく申し上げます。

まずは一言お礼を申し上げたいと存じます。副委員長には、大変御多忙の中、11月22日に開催されました宮崎県食育・地産地消推進大会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございました。心からお礼を申し上げたいと存じます。

それでは、恐縮ですが、座って説明させていただきます。

お手元の「環境農林水産常任委員会資料」を1枚お開きいただきたいと思います。

本日、農政水産部からは、議会提出議案4件、議会提出報告1件、委員会報告事項3件につきまして、御説明をさせていただきます。

資料の2ページをござんください。まず、平成21年度補正予算についてでございます。議案第1号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第

5号）」、議案第2号「平成21年度宮崎県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）」を一括して表示しております。今回の補正は、国庫補助決定等に伴うものが主な内容であります。

平成21年度歳出予算課別集計表の中ほどの列、平成21年度の補正額の欄をござんいただきたいと思っております。網かけして表示しております一般会計の合計の欄にありますように、11月補正といたしまして、1億4,996万8,000円の増額補正をお願いしております。また、特別会計につきましては、下から2段目の合計の欄にありますように、5,934万円の増額補正をお願いしております。この結果、一般会計と特別会計を合わせました農政水産部全体の補正後の予算額は、一番下の網かけの欄にござんすとおり、456億5,620万2,000円となります。補正の詳細につきましては、後ほど関係課長から説明させていただきます。

次に、資料の3ページをござんください。繰越明許費についてでございますが、農村整備課の公共土地改良事業など6つの事業、18カ所で、合計17億6,565万円の繰り越しをお願いいたしております。これらは、用地交渉及び関係機関との調整等に日時を要したことによるものや、工法の検討等に日時を要したことによるものでございまして、現時点で繰り越しが見込まれるものでございます。

次に、下のほう、債務負担行為についてでございます。平成21年度農業経営基盤強化資金利子助成につきまして、融資枠の拡大に伴う債務負担の変更をお願いしております。

次に、資料の4ページをお願いいたします。議案第6号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、農業協同組合法による事務のほか、9ペー

ジまでになりますが、3件につきまして、本条例における関係規定を改正するものでございます。これらにつきましては、後ほど関係課長から説明させていただきます。

次に、資料の11ページをごらんください。議案第11号「損害賠償の額の決定について」でございます。農政水産部の出先機関におきまして、平成20年11月25日に発生しました県有車両による交通事故についてでございますが、4の損害賠償額に記載しております322万1,743円につきまして、300万円以上ということで県議会の議決をお願いするものでございます。なお、事故の内容等につきましては、後ほど関係課長から説明させていただきます。

以上が議会提出議案でございます。

次に、議会提出報告についてであります。県有車両による事故の損害賠償額が決定しましたので、御報告いたします。内容は、ここに記載されているとおりでございますが、農政水産部といたしましては、職員に対しまして、機会あるごとに交通安全に対する意識の啓発に努めているところでございますが、今後さらに再発防止に向けまして、厳重に指導してまいります。

続きまして、委員会報告事項についてであります。12ページをごらんください。本日は、報告事項といたしまして、農家民宿についてほか2件につきまして、後ほど関係課長から説明させていただきます。

それでは、最後に、資料はつけておりませんが、1点だけ御報告をさせていただきます。

去る11月23日に、平成21年度農林水産祭が開催されまして、本県から出品いたしました2部門において天皇杯を受賞いたしました。受賞されたのは、園芸部門の宮崎県果樹振興協議会

熱帯果樹部会と、畜産部門の川南町の養豚経営、山道義孝氏であります。この天皇杯は、農林水産関係の顕彰事業の最高峰とされ、ことしは全国500を超える農林水産大臣賞の中からの受賞であります。本県は、今回7部門中2部門の同時受賞で、これは初めての快挙であり、また、園芸部門での受賞は48回の歴史の中で初めてでございます。これらの成果は、生産者、関係機関・団体が一体となったたゆまぬ努力のたまものでございます。本県農業の底力を全国に知らしめる絶好の機会になったものと思っております。議会におかれましては、今後とも、本県農業・農村の振興、発展のため、御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○上杉農政企画課長** 農政企画課でございます。農政企画課につきましては、今回補正予算はございませんので、議案第6号の「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」、また、議案第11号の「損害賠償の額の決定について」の2件につきまして、御説明をさせていただきますと思います。

まず、お手元の常任委員会資料の4ページをお開きください。農政企画課からは、事務処理の特例に関する条例の改正のうち、農業協同組合法による事務に関する部分につきまして御説明をさせていただきますと思います。

まず、(1)改正の理由、また、(2)改正の概要でございますけれども、本県につきましては、農事組合法人の利便性の観点から、これまで事務処理特例条例で位置づけておりませんでした農業協同組合法の規定による農事組合法人に関する事務につきまして、具体的には、都市内を地区とする農事組合法人に関する設立届

け出の受理等の事務を、都城市に移譲するものでございます。

また、(3) 施行期日につきましては、平成22年4月1日となっております。

県といたしましては、今回の条例改正によりまして、農事組合法人に係る事務が円滑に処理されますよう、適切な指導監督を行ってまいりたいと考えております。

次に、同じく常任委員会資料の11ページをお開きください。議案第11号の損害賠償の額の決定についてでございます。

1番の事故発生日時、また2番の事故の内容でございますけれども、本件は、平成20年11月25日に、県有車両が交差点を左折しようとしたところ、後方を走行していた相手方のバイクが当該県有車両の左後部に追突したものでございます。

次に、4番の損害賠償の額でございますけれども、この事故による相手方の損害につきましては、右肩の鎖骨の骨折、バイクの前輪カバーの破損となっております。総額は322万1,743円。内訳につきましては、人身損害額が320万4,565円、物件の損害額が1万7,178円となっております。なお、この賠償金につきましては、その全額につきまして、自賠責保険または任意保険から支払われるということになっております。

交通安全につきましては、これまでも機会あるごとに職員の意識の強化に努めておりましたところでございますけれども、今後とも一層の徹底が図られますよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

農政企画課からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**〇山之内地域農業推進課長** 地域農業推進課で

ございます。

まず初めに、補正予算について御説明いたします。お手元の補正予算説明資料の47ページをお願いいたします。地域農業推進課の補正予算額は、左から2番目の欄にございますように、一般会計で3,696万2,000円、特別会計で5,934万円の増額をお願いしております。この結果、補正後の一般会計予算額は、右から3番目の欄にございますように、43億4,021万7,000円、特別会計予算額は2億2,729万9,000円となります。

続きまして、49ページをお願いいたします。こちらのほう、事項別ということになってございます。(事項) 青年農業者育成確保総合対策事業におきまして、就農支援資金対策事業で1,807万5,000円の増額でございます。これは、就農支援資金の需要が増加したことに伴いまして、貸付枠を拡大するため、一般会計から特別会計への繰出金を増額するものでございます。

それから、(事項) 中山間地域活性化推進費におきまして、中山間地域直接支払基金積立金で1,888万7,000円の増額でございます。これは国の交付決定に伴う補正でございます。中山間地域等直接支払制度推進事業の財源基盤をより強固にするため、国から追加交付を受けるものでございます。

続きまして50ページをお開きください。特別会計でございますけれども、農業改良資金特別会計の(事項) 就農支援資金対策費におきまして、貸付金、保証制度円滑化対策費補助金及び取扱手数料補助といたしまして、合計で5,934万円の増額でございます。これは、就農支援のための無利子資金の貸し付けに要する経費でございます。今回の補正は、先ほど49ページで御説明いたしましたように、一般会計からの繰入金1,807万5,000円、県債、すなわち国からの借

入金3,572万6,000円等を主な財源としております。これにより貸付枠は5,870万円余広がり、2億2,382万円余となります。

続きまして、事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のうち、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」による事務に関する部分につきまして御説明いたします。資料につきましては、お手元の常任委員会の6ページとなっております。

まず、(1)と(2)の改正理由、それから概要でございますが、県では、住民に身近な行政サービスは、できる限り住民に身近な市町村で担うことを基本に、市町村の希望、選択による権限移譲を推進してきておりまして、既に平成20年4月、昨年4月でございますが、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基づく就農計画あるいは計画変更の申請書の受理事務につきまして、高鍋町と新富町を除く各市町村に移譲したところでございます。今回新たにこの2町が取り扱いを希望することとなりましたために、関係規定の改正を行うものでございます。この2町を追加することにより、当該事務は、県内のすべての市町村に権限移譲されることとなります。

(3)の施行期日でございますけれども、来年4月1日を予定してございます。

県といたしましては、今回の条例改正により就農計画に係る事務が円滑に処理されますよう、適切な指導監督を行ってまいりたいと考えております。

地域農業推進課からの説明は以上でございます。

**○山本畜産課長** 畜産課でございます。まず、補正予算について御説明を申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の51ページをお開

きください。畜産課は、一般会計6,123万4,000円の増額補正をお願いいたしております。この結果、補正後の予算額は53億6,926万5,000円となります。

補正の内容について御説明いたします。1枚めくっていただきまして53ページをお開きください。上の表、5段目、(事項)畜産経営環境保全事業費の5,123万4,000円の増額についてであります。これは、家畜排せつ物の適正処理や利活用に必要な浄化槽や堆肥化施設等を整備するもので、都城市の事業主体、これは養豚場でありますけれども、国庫補助事業対象となったことによるものでございます。その下、2つの新規事業につきましては、別冊の環境農林水産常任委員会資料で御説明をさせていただきます。

資料の18ページをお開きください。新規事業、県有種雄牛凍結精液需給管理業務支援事業について御説明いたします。

事業の説明に入ります前に、県有種雄牛の凍結精液につきましては、畜産試験場における盗難事件を契機といたしまして、県外への流出が指摘されたことなどから、その管理体制を強化するための検討を進めており、その方向性等につきましては、9月議会の常任委員会で御報告をしたところでございます。検討結果等につきましては、この後、家畜防疫対策監より報告をさせていただきますが、ここでは、今回補正予算でお願いしております、管理体制強化の根幹となります凍結精液の需給管理システムの整備について御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料の19ページ、上段をごらんください。現在、県有種雄牛の凍結ストローは、家畜改良事業団から地域の家畜改良協会を経まして各人工授精師に配付されており、ストローの配付を受けた家畜人工授精師は、その利

用状況を情報入力システムにより家畜改良事業団へ報告することになっております。しかしながら、現行システムでは、精液ストローを破損した場合などは把握できないことや、使用の都度報告することが担保されていないことなどから、すべての利用状況が確認できているとは言えない状況でございます。

このため、右にありますように、携帯端末によるインターネットを使った需給実績の報告体制を整備いたしまして、その結果をもとに、左にありますように、県としての立入検査時に利用実績を確認する体制を整備することとしたところでございます。

下段をごらんください。今回、家畜改良事業団に精液の需給管理システムを導入することで、家畜人工授精師は、所持する携帯端末を使いまして、人工授精情報の入力のみならず、他への譲渡や毀損時にも入力することで、その情報がリアルタイムに家畜改良事業団へ報告されることになっておりまして、人工授精師自身が保有する精液の在庫確認が明確になるとともに、家畜改良事業団はもとより、県もインターネット回線を活用しまして利用状況を把握・監視できる体制が整えられることになっております。

18ページに戻っていただきまして、1の事業の目的の3行目にありますが、御説明いたしましたように、リアルタイムな県有種雄牛凍結精液の需給管理システム整備に加えまして、後ほど御説明いたします管理・検査体制を一体的に運用し、コンプライアンスに軸足を置いた人工授精業務を行うことで、総合的な需給管理体制の確立を図ることといたしております。

2の事業概要でございます。予算額は800万円、事業主体は、社団法人宮崎県家畜改良事業団を予定いたしております。

次に、20ページをお開きください。同じく、新規事業、自給飼料安全確保対策事業であります。恐れ入りますが、21ページ、横書きのほうをごらんください。左上の背景にありますように、先般、五ヶ瀬町において、地下式サイロでの酸欠が原因と見られます死亡事故があり、3名の方が亡くなり、お一人がいまだに意識不明の重体という大変痛ましい事故がございました。事故が起きた地下式サイロは非常に古いタイプのもので、現在県内では、地上式や半地下式のもの主流になっております。この地下式サイロは、西臼杵地域を中心に約880基が設置されておりまして、このうち約500基が現在も使用されている状況でございます。このため、右上、地域での対応にございますように、西臼杵地域では、今回の事故を契機といたしまして、地下式サイロから地上式への移行を誘導することといたしております。西臼杵3町では、写真にありますようなFRP製の簡易型サイロに対しまして補助を行うことを検討中で、当面、3月までにサイレージ調製を行う農家分の約100基について整備が必要としているところでございます。

下段にありますように、県といたしましても、今回の事故をきっかけに地下式サイロが使われなくなりますと、自給飼料の減少や離農にもつながりかねないことから、同様に、今回100基の整備に対し補助させていただくこととし、残りについては、平成22年度予算で対応することとしたところでございます。

20ページに戻っていただきまして、中ほど2の事業の概要でございます。予算額は200万円、事業期間は、今年度から平成22年度まで。事業主体は、農業協同組合等といたし、地下式サイロから地上式の簡易型サイロに移行する場合、

その経費の3分の1を助成することといたしております。

畜産課は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○矢方農村計画課長** 農村計画課でございます。

まず、補正予算についてでございます。お手元の歳出予算説明資料の55ページをお願いいたします。農村計画課は666万円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄であります。52億7,862万3,000円となっております。

それでは、主な内容について御説明いたします。57ページをお開きください。

(事項) 農業経営基盤強化事業事務費でございますが、666万円の増額をお願いしております。これは、国庫補助が増額決定されたことに伴う補正であります。内容といたしましては、国有農地等管理処分事業におきまして、川南町にある自作農財産でのり面を形成している部分が崩落しており、その崩落箇所の補修工事に要する経費として460万円、ほか、宮崎市内の自作農財産の不法侵入等を防ぐためのフェンスの設置等に要する経費として206万円をお願いしております。国の補助率10分の10の交付金を充当するものでございます。

次に、議案第6号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。農村計画課からは、「農地法による事務及び農業振興地域の整備に関する法律」による事務に関する部分について御説明いたします。

資料につきましては、お手元の環境農林水産常任委員会資料の8ページから10ページとなっております。8ページをお開きください。まず、農地法でございます。農地法による事務では、

現在、農地の権利移動の許可や、2ヘクタール以下の農地転用の許可などの権限を、宮崎市と清武町に権限移譲いたしております。

(1)の改正理由と(2)の改正の概要につきまして、あわせて御説明いたします。2つございます。1つ目は、①にありますとおり、農地法の改正に伴い、現在の条例の別表に記載しております現行農地法の条文の条項にずれが生じたために、それを改正法の該当条項に合わせるものでございます。2つ目は、②にありますとおり、宮崎市と市町村の合併に伴い、別表の権限移譲市町村の欄を改正するものでございます。具体的には、下段の新旧対照表において下線で示すように改正するものでございます。

次に、(3)の施行期日でございます。①にありますように、別表19の2の項の改正規定中、9ページの表の中でございますが、下線の(6)から(12)に係る部分につきましては、この条例の公布の日から起算して1月を超えない範囲において規則で定める日となっております。市町村合併に伴う部分につきましては、②にありますように、合併の日の平成22年3月23日であります。

次に、10ページの農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法による事務でございます。農振法による事務では、現在、農用地区域内における開発行為の許可などを清武町に権限移譲いたしております。

(1)の改正の理由であります。平成22年3月23日に宮崎市と清武町が合併するために、関係規定の改正を行うものでありまして、改正の概要といたしましては、下段の新旧対照表に記載のとおり、市町村の欄から清武町を除外し、新たに、合併後の新市、宮崎市を追加するものでございます。現在の宮崎市から見ますと、合

併を機に、新たに農振法による事務の権限移譲を受けることとなります。

なお、施行の期日は、合併の日、平成22年の3月23日であります。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

**○西農村整備課長** 農村整備課でございます。補正予算につきまして御説明させていただきたいと思っております。

お手元の別冊でお配りしております「平成21年度11月補正歳出予算説明資料」の59ページをお開きいただきたいと思います。農村整備課関係の補正予算としましては、一般会計で1,711万2,000円の増額補正をお願いしております。その結果、11月補正後の予算額につきましては、右から3番目の欄にありますように、159億9,742万5,000円となります。

内容につきましては、1ページめくっていただきまして、61ページをごらんいただきたいと思います。4行目の農業振興費の中の（事項）農業農村振興対策事業費でございますけれども、市町村が事業主体となって実施をいたします里地棚田保全整備事業への国庫補助決定に伴う補助金としまして、1,711万2,000円の増額補正をお願いしております。この事業につきましては、五ヶ瀬町寺村地区ほか1地区への補助金としてお願いしているものでございます。

農村整備課からは以上でございます。

**○山田漁港漁場整備課長** 漁港漁場整備課でございます。平成21年度11月補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の63ページをお開きください。漁港漁場整備課の11月補正額は、一般会計で2,800万円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から

3番目の欄にありますように、51億2,100万5,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。次の65ページをお開きください。（事項）水産基盤漁港整備事業費の2,800万円の増額ですが、これは、漁港整備を行う公共事業に要するもので、国の1次補正に係る補助事業の追加交付があったこと等により、下の欄に書いてあります1の広域水産物供給基盤整備事業において、北浦漁港の岸壁改良の工事進捗等を図るものであります。

漁港漁場整備課は以上でございます。よろしく願いいたします。

**○山之内地域農業推進課長** 地域農業推進課でございます。農家民宿について御説明申し上げます。常任委員会資料の12ページをお開きください。

まず、1の農家民宿の定義等でございます。近年、人々の健康志向や環境意識の高まりの中で、農山漁村の魅力を体感できる農家民宿が、グリーン・ツーリズムの拠点施設として注目されるようになってきております。このような中、平成6年に、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」が制定されて、この法律の中で、都市住民等を宿泊させ、農業体験などを提供する営業を、農林漁業体験民宿業と定義されました。そして、一般的に、農林漁業者が営みます農林漁業体験民宿を「農家民宿」と呼んでおります。なお、宿泊料をいただいて人を宿泊させる営業につきましては、旅館業法で知事の許可が必要でございます。その際、客室の延べ床面積が33平米以上というのが対象となるわけでございますが、農家民宿については、特例措置により、延べ床面積が33平米未満であっても営業許可が取得できるとい

うことになっております。参考として、本県の農家民宿の開業状況を表に示しております。平成20年度末で73軒の農家民宿がございますが、平成15年度末と比較すると34軒、約87%の伸びとなっております。地域別には、県北から県南まで県下全域に広がっておりますが、特に西臼杵地区や東臼杵地区が全体の過半数を占め、中山間地域の活性化に寄与しているところでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。2の農家民宿に係る旅館業法等の取り扱いの経緯でございます。

農家民宿につきましては、平成15年以降、国におきましてさまざまな規制緩和措置がとられてきましたが、本県では、旅館業法の取り扱いにつきまして、地域から県の統一的な方針を定めてもらいたいという意見が寄せられたところでございます。

これを受けまして、農政水産部と福祉保健部で、県として農家民宿を積極的に推進していくことを確認するとともに、平成20年8月、昨年の8月でございますが、福祉保健部におきまして、「農林漁業体験民宿関係施設に係る構造設備基準の取扱い」というものを定めまして、各保健所に通知いたしました。これによりまして、各保健所における運用基準が明確となり、特に家屋を改修することなく農家民宿の許可取得が可能となったところでございます。

また、昨年10月でございますけれども、農政水産部と福祉保健部で、農家民宿開業研修会というものを開催いたしまして、規制緩和等の説明を行うなど、農家民宿の開業促進を図ったところでございます。これらの取り組みによりまして、今年度に新たに許可を取得した農家民宿は、11月末現在で20軒となっております。

なお、参考として、旅館業法、道路運送法、旅行業法などの規制緩和の状況を示しております。

それから、3の今後の課題でございます。まず、これまでの規制緩和の状況を広く周知いたしまして、農家民宿の開業を促進すること。それから、それぞれの地域の特色を生かしました農業体験や加工調理体験等、魅力ある体験メニューづくりを推進すること。そして、都市と農村の交流を促進するため、情報発信をさらに強化することが必要であると考えております。今後とも、関係部局や関係機関との連携を図りまして、これまで以上に農家民宿の開業を促進することにより、都市と農村との交流を深め、本県の農業・農村の活性化を図っていきたいと考えております。

地域農業推進課からは以上でございます。

**○郡司農産園芸課長** 農産園芸課でございます。同じ資料、常任委員会資料の14ページをお開きください。

戸別所得補償制度に関するモデル対策についてであります。国は、平成22年度の概算要求におきまして、地域農業の再生と食料自給率の向上を目的といたしまして、平成22年産米から、稲作農家の経営安定に向けた米の所得補償のモデル対策と、麦や大豆、飼料作物等の転作作物に対する新たな助成対策の、2つの事業を実施することとしております。

まず、1の米戸別所得補償モデル事業でございますけれども、米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家に対しまして、所得補償を直接支払いにより実施するというもので、概算要求額は3,371億円となっております。

中ほどの図をごらんいただきたいと思います。具体的には、この事業は、米の生産に要する標

準的な費用、生産費ということができると思いますがけれども、この生産費を補償対象の水準として設定いたしまして、標準的な販売価格との差額、定額部分ということで網かけが入っておりますけれども、この部分を全国一律で補てんするという仕組みとなっております。また、右側にありますように、その年の米価が上がって赤字部分が縮小しても交付額は減らないけれども、米価が下がって赤字部分が膨らんだ場合には、補償対象水準まで上乘せして助成をするというふうな制度とされております。

この事業において、生産費を基準に補償水準が設定されるということは、農家の再生産を確保する上で一定の評価はできるというふうに考えますがけれども、下の表の1戸当たりの作付面積と10アール当たりの米の生産費にありますように、1戸当たりの作付面積が0.5ヘクタールと全国に比べ小規模農家が多く、10アール当たりの生産費が16万1,779円と全国平均よりも高い本県におきましては、生産費に見合う補償が受けられないというふうな懸念もあるところであります。

15ページのほうをごらんください。次に、2の水田利活用自給力向上事業でございますけれども、自給力の向上を図るため、水田を有効に活用して、麦や大豆、米粉用米、飼料用米等の生産を行う販売農家に対しまして、試食用米並みの所得が確保できる水準を直接支払いにより交付するというもので、概算要求額は2,167億円となっております。

助成対象作物と作物ごとの10アール当たりの単価は、表にあるとおりでございますけれども、表の下の米印にございますように、このほかに、10アール当たり1万5,000円の二毛作助成が実施されることとされております。

現行の対策との変更点といたしましては、中段にございますように、これまでの対策では、米の生産調整を達成した生産者が助成対象ということでございましたが、今回の事業では、生産調整とは関係なく、すべての生産者が助成対象となることや、現行対策では、地域が決めた水田農業ビジョンに基づき、対象作物や単価、助成方法等を地域で決定しておったわけがございますけれども、これが、対象作物と単価が全国統一となっている点が大きな点かと思っております。助成体系が大幅に簡素化され、わかりやすい制度となった反面、地域農業の実情を反映しづらい制度になったということが言えようかと思えます。

本県の場合、課題にございますように、本県の重要な転作作物であります野菜等が対象になるのかどうか、現段階では明確になっていないことや、これまで構造改革を推進する観点から、団地加算等加算助成というのを行ってきた地域では、助成金が大幅に減額になるケースも想定され、特に集落営農組織に対する影響が懸念されているところでございます。

現在示されている助成単価と平成20年度の転作の取り組み実績をもとに試算をしてみますと、下に表がございましてけれども、ほぼ現対策と同水準の助成金が見込まれるというふうに試算をしているところであります。

これまでの対応でございますけれども、新たな対策では、今申し上げましたように、さまざまな課題、不明な点があることから、団地化等に対する加算助成や、野菜等の地域特産作物を助成対象に加えることなど、地域の実情を踏まえた制度になるように、国のほうへ提案・要望を行っているところでございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、

早期水稲を抱えております本県におきましては、次年度の営農準備の関係から、少しでも早い時期に、県段階の方針や進め方につきまして農業者に周知徹底することが重要であると考えております。このため、今週の金曜日になりますけれども、11日に、県水田営農対策協議会において、当面の取り組み方針を検討し、その後、市町村、JA等に対して説明を行いたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、御承知のとおり、なかなか国の対策の詳細がわからない状況でございますけれども、水田農業の担い手像を今後どうしていくのかという話と、構造改革の方向性あたり、今後の水田農業のあるべき姿というのを国に早く示していただきたいというふうに考えております。そういう中で、地域としては非常に難しい対応を求められているわけですが、私どもとしては、やはり現場の農業者にできるだけ混乱が生じないように、国の今後の動向も注視しながら適切な対応に努めてまいりたいと、かように考えているところでございます。

農産園芸課は以上でございます。

**○児玉家畜防疫対策監** 畜産課でございます。常任委員会資料の16ページと17ページをお開きください。県有種雄牛凍結精液の新たな需給管理体制について御説明いたします。

これまでの取り組みといたしまして、8月26日に、県及び県家畜改良事業団などで構成します宮崎県家畜人工授精業務改善推進協議会を設置しまして、県有種雄牛凍結精液の管理体制を強化するため、今後の方針や目指すべき仕組みについて検討を始めたことを、9月の常任委員会で御報告申し上げたところでございます。その後、協議内容にありますように、適正な家畜

人工授精業務実施のための要領の検討と、県有種雄牛凍結精液の利用状況を監視する体制の整備について検討してまいりましたので、その結果を御報告いたします。

2の検討結果についてであります。

(1)の監視体制の整備といたしまして、家畜人工授精業務や県有種雄牛凍結精液の需給管理が、今回の検討内容を遵守して適正に行われているか管理・監督するため、宮崎県家畜人工授精業務適正管理委員会を新たに設置することといたしております。そして、この管理委員会におきまして、毎年、家畜人工授精業務の管理指導や立入検査、県有種雄牛凍結精液の適正利用等について協議することとしております。

次に、(2)の利用実績の報告義務化についてであります。家畜改良事業団から地域改良協会を経て県有種雄牛凍結精液の譲渡を受けた家畜人工授精師は、その情報を需給管理システムで家畜改良事業団に報告するとともに、人工授精を実施した場合や、凍結精液ストローの毀損等があった場合にも、その都度、需給管理システムにより家畜改良事業団に報告することとし、また、家畜改良事業団は、凍結精液の利用実績を県に報告することとしたところでございます。これらの報告の不履行者に対しましては、家畜改良事業団からの県有種雄牛凍結精液の譲渡を制限することも規定をしておるところでございます。

(3)の立入検査の強化につきましては、家畜人工授精師を初めとして、畜産試験場、県立農業大学校、家畜改良事業団など、県有種雄牛の凍結精液を扱うすべての事業所に対しまして、立入検査を実施することとしております。立入検査に際しましては、家畜改良増殖法に基づく検査に加えまして、需給管理システムで確認さ

れた県有種雄牛凍結精液の利用状況を踏まえまして、凍結精液や精液証明書の確認も行うこととしております。その際には、地域の家畜改良協会の立ち会いを求めることで、協会内部のコンプライアンス体制の確立を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

これらの管理体制を円滑に推進するために、(4)の需給管理システムの構築をすることとしており、先ほど畜産課長が御説明しましたように、携帯端末とインターネット回線によりまして、凍結精液の利用状況をリアルタイムで報告できるようにしているところでございます。

3の今後のスケジュールでございますが、12月中に関係機関に対しまして、宮崎県家畜人工授精業務等適正実施要領の周知を図ることとしており、来年1月の施行を予定しておるところでございます。また、需給管理システムにつきましては、今後システムの開発を進めまして、来年4月には新たな需給管理体制に移行することとしているところでございます。

畜産課は以上でございます。

**○外山衛委員長** 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案第1号、第2号、第6号及び第11号、また、損害賠償の報告事項についての質疑をお願いしたいと思います。

**○十屋委員** 説明資料の6ページ、青年等の就農促進のための資金の貸し付けで、高鍋町と新富町が追加ということなんですけれども、この制度の中身について教えていただけますか。例えばどの程度の貸し付けをするとか、具体的にお願いします。

**○山之内地域農業推進課長** 青年等の就農促進のための資金の貸し付け等に対する特別措置法でございますけれども、その法律に基づきまして就農支援資金というものを設置してございます。

その内容でございますけれども、これは主に就農準備資金と研修資金に分かれてございます。一番大きいものは就農施設等資金でございます。就農施設等資金につきましては、資金の対象が、施設とか機械購入費、種苗費、肥料費、農薬費等々でございます。貸付限度額は、年齢が15歳から40歳未満の方につきましては最高で3,700万円ほど、青年以外の方については、40歳から65歳未満の方は最高2,700万というふうになってございます。償還期間は、据え置き5年で、12年ということになってございます。以上でございます。

**○十屋委員** これまでの実績等でお願ひしたいんです。仕組みとして、町村のほうに、お金の流れも含めてどういうふうにお金が流れているのかということのもあわせて。40歳から65歳まで2,700万、15歳から40歳未満までが3,700万、5年の据え置き、12年償還で、例えば各市町村のほうに県から流れていくのか。具体的に教えてください。

**○山之内地域農業推進課長** 資金の流れにつきましては、これは県からJA等への転貸資金でございます。JA等から各新規就農者に貸し付けるというような形になってございます。これまでの実績でございますけれども、平成12年以降、平成20年度までの実績といたしましては、83件の7億7,755万6,000円となっております。以上でございます。

**○十屋委員** これは改めて新富町と高鍋町が入るということですね。ということは、今までやっていなかったということですか。それで市町村のほうからも要請があつて入れたということですか。

**○山之内地域農業推進課長** この事務につきましては、ほかの市町村には、平成20年の4月、昨

年4月に権限移譲したところでございます。この準備作業を平成19年にやったところでございますが、まず、総務部の行政経営課で全部の市町村に、庁内のいろんな事務について市町村のほうで希望はありませんかというような要望調査を実施いたしました。このとき、幾つかの市から、この事務について、私どもの事務につきまして移譲を希望したいというような回答がございました。私どもとしては、平成19年の10月ごろだったかと思うんですが、文書によりまして全市町村に事前協議という形をお願いしたところでございます。そうしたところ、高鍋町と新富町につきましては、処理件数が少ないということで、希望しませんというような回答をいただいたところでございます。

今回につきましては、高鍋町、新富町につきまして理解していただくように協議していたところでございますけれども、就農計画の認定申請がこれまでより増加したために、高鍋町、新富町さんにおかれましても、権限移譲が必要だという認識をしていただいたところでございます。以上でございます。

○十屋委員 最後に、この権限移譲の場合、1件につきどの程度事務費をお渡しするんですか。

○山之内地域農業推進課長 まず、この権限移譲の事務をやるに際して準備交付金というものがございます。これについては初年度のみのお交付でございますけれども、5,000円でございます。私どもの事務の場合、1件につきまして、これは標準単価ということで呼んでおりますけれども、これについては910円でございます。以上でございます。

○十屋委員 よくわかりました。

○緒嶋委員 漁港漁場整備課、9月議会では、水産物供給基盤機能保全事業に6,000万、漁港環

境整備統合事業に1億2,000万補正しているわけですね。今度は4,000万と1,200万減額だけど、景気・雇用対策を減額して景気・雇用対策になるのか。65ページ。経済・雇用対策の実施に伴う補正と。減額して景気・雇用対策になるのか。  
○山田漁港漁場整備課長 補正につきましては、増額補正を9月補正でお願いしたところでございますけれども、そちらの事業につきましては全額使うこととしております。今回、2番、3番、4番で5,400万の減額をしておりますが、これは、当初予算配分がありましたものについて減額させていただいております。今回は、1番の広域水産物供給基盤整備事業の中で、北浦の岸壁改良につきまして8,000万円の増額でお願いしているところでございます。以上でございます。

○緒嶋委員 それでは内容を振りかえたということですか。私が言うのは、景気・雇用対策の実施に伴う補正ということで、これで景気対策になるのかと聞いている。書いてあるから。

○山田漁港漁場整備課長 今回の事業につきましては、8,000万の増額を国のほうに要望いたしまして、それがついております。2、3、4につきましては、国のほうの内示の交付決定額の減額というのをいただいておりますので、今回下げさせていただいたところでございます。

○緒嶋委員 交付額の減額の原因は何ですか。

○山田漁港漁場整備課長 水産物供給基盤保全事業につきましては、北浦の保全工事につきまして、工事の減額をいただいたものでございます。また、漁港環境整備統合事業につきましては、油津の海岸保全工事におきまして、当初、階段護岸工事を行ってございましたけれども、これが工事額がほぼ決まりましたので、その分、減額をさせていただいております。

○緒嶋委員 油津の場合は、1,200万は工事の必要性がなくなったから減額したわけですか。

○山田漁港漁場整備課長 工事につきましては、当初の工事が完成したということで減額させていただいております。

○緒嶋委員 私は、経済・雇用対策というのが、県のいろいろな見直しの中でこういうふうなものが出てきたんじゃないかということを考えるわけです。その影響はないということですか。

○山田漁港漁場整備課長 その影響はないというふうに考えております。

○緒嶋委員 ないと言い切れるだけの自信があるのか。

○山田漁港漁場整備課長 当初予定しておりました工事につきましては、本年度完成いたしておりますので、工事関係につきましては、当初予定どおり完成したというふうに考えております。

○緒嶋委員 それなら、9月での補正とこの減額の絡みというのは、9月は増額しておいて今度は減額したというのは、見通しが甘かったということになるわけですか。

○山田漁港漁場整備課長 9月補正におきましては、例えば広域水産物供給基盤整備事業におきましては、川南の第2北防波堤の改良工事とか油津の西突堤の改良工事ということで、箇所が違うところで要求させていただいたところがございます。

○緒嶋委員 予算的にはそういうような組み替えを、箇所が違えば、県の予算内での調整じゃなくて一々このような予算調整をやるわけですか。

○山田漁港漁場整備課長 今回の補正におきましては、1の広域水産物供給基盤整備事業におきまして、北浦の岸壁改良の工事をお願いしま

した。当初予算及び補正予算でお願いしました事業につきましては、箇所ごとに予算が決まっておりますので、今回整理させていただいたということで減額のお願いをしております。

○緒嶋委員 ということは、同じ水産基盤整備事業でも、それぞれ項目が違えば、一々予算内部で調整するんじゃないくて、こういうような補正の仕方をするということですね。

○山田漁港漁場整備課長 今回は、1次補正におきまして、北浦の岸壁改良工事をお願いしております。その事業費につきましても、今回8,000万の増額要求でございました。それ以外の事業につきまして、事業費がほぼ確定したことに伴いまして減額が見込まれるということで、8,000万の要求とその減額を相殺いたしまして、今回2,800万の増額をお願いする必要が出てきたということで、2,800万の増額補正を今回お願いしているところでございます。

○緒嶋委員 それはわかるんだけど、9月補正で増額して今度減額というのは、その間で調整をしたということで、9月補正の段階での内容の精査がうまくいかなかったのが、今度は減額にしたということですね。

○山田漁港漁場整備課長 そのとおりでございます。申しわけございません。

○緒嶋委員 やはり書き方が、経済・雇用対策実施に伴う補正というようなことで、減額も実施に伴う補正になるのかと。経済対策なら、少なくとも予算がふえなければ経済対策にならないかという意味があつて。ここに書いてあるから。

○関屋農政水産部次長 これにつきましては、この中に1から4の事業がございますけれども、1の事業で8,200万の増額で来たんですけれども、その当時、この2から4の事業がほぼ事業

確定しまして額が定まったものですから、増額から、実際工事は予定どおり行われているわけですが、その分を差し引きまして2,800万ということで、この分が実質的な増額だということで補正を上げさせていただいたということでございまして、予定どおり2から4については施工されているというふうに受け取っていただければありがたいと思います。

○緒嶋委員 わかりました。項目が、経済・雇用対策の実施に伴うというけど、これは実施になっているかと言いたいわけよ、私から見れば、2,000万のあれで。

○関屋農政水産部次長 おっしゃるとおりなんですけど、結果的に2,800万の増額になったということで、その増額補正でお願いしたいということでございます。

○緒嶋委員 もう一つ。私はいつも思うんですけど、損害賠償の額の決定に伴う、県有車両による交通事故ですが、これは事故を起こした人の名前は出らんわけよ。いつも相手方ばかり出る。これは内輪に甘いと言われるんじゃないか。普通なら事故を起こした人が新聞では出る。相手方、痛めつけられた人の名前は出るけど、事故を起こした人の名前は出らんわけだ。これは県民から見れば不公平じゃないか。そういう気がするんだけど、これはどういう理由でこうなるのかな。

○上杉農政企画課長 資料11ページの損害賠償額の話だと思いますけれども、ここに事故を起こしたほうの職員の名前が出ていなくて、相手方の被害者のほうの名前が出ているのは事実なんですけれども、職員の方の名前を過去出してないという御指摘かと思えます。その辺、経緯が今この場でわかりませんので、確認をさせてもらいたいと思います。

○緒嶋委員 少なくとも、新聞なんかは逆な形で出るわけよな。やられたほうの人の名前が出て、やった人の名前が出ないということは、不公平じゃないかと。両方出さんならまだしも、片一方だけ出す。県職員に甘いと見られてもしようがないんじゃないか。何でこういうことになるのかということです。法的にこうでないとならんという理由があるのかということ。

○上杉農政企画課長 ちょっと時間をいただいて調べさせていただきたいと思います。

○外山三博委員 関連で。県車両の損害賠償の件が出てきますので、私も確認というかよくわからないので。この内容を見ると、県有車両を運転しておる人が左折をした。後ろから来る人がそれに追突した。県有車両のほうは過失はないと思うんだけど。

○上杉農政企画課長 これにつきましては、左折をしようとしたときに後ろから来たバイクがぶつかったわけですが、県の車両の運転手のほうが後方確認していなかったと、不十分であったと。あともう一つ、運転していたほうも前方不注意が一部あったということで、8対2の過失割合が警察の捜査で確定をして、今回損害賠償に至ったという状況でございます。

○外山三博委員 それから、賠償は全部保険で対応していますね。県費出しじゃない。それで何でこれは損害賠償になるんですか。

○上杉農政企画課長 御指摘のとおり、これは全額、自賠責及び県が入っていた任意保険から対応しておりますけれども、県のほうも掛金を払っております。もともと地方自治法のほうに根拠規定がございますけれども、地方公共団体が法律上その義務に属する損害賠償の額を定める場合には、議会の議決を経なければならない。その額が300万円を超えない場合は報告で

済みますけれども、300万円を超えた場合には、議会の議決を経なければならないというふうになっておりますので、今回ここで議案第11号として額の決定を出したというところでございます。

**○外山三博委員** 保険で対応しているから、実際県が300万を超えて出したわけじゃないよね。それでもやっぱり損害賠償の対象になるんですか。

**○上杉農政企画課長** 県が全額300万円払っているわけではなくて、おっしゃるとおり、保険から出ておりますけれども、その前提として県がやはり掛金として月々払っているものがあると思いますので、県の支出ということでこういう形で出したということでございます。

**○外山三博委員** この損害賠償の額の決定についてという法第67号、公務上の事故の場合は、さっき2対8と言われましたね、ぶつかったほうが8悪くて。

**○上杉農政企画課長** 8対2で、県のほうが過失割合が8で、2のほうが相手方でございます。

**○外山三博委員** 正式には裁判してみないとわかりませんよね。常識的には、左に信号を出して曲がるときに、後ろを確認するといったって、大体前を見ているわけだから、8対2で、追突したほうが悪くないということ自体がよくわからないんだけど、そこ辺で、こういう決定をするとき……。それじゃ、県有車両がゼロのとき、ゼロということもありますね、信号でとまっておるときに追突をされたとか、そういうゼロのときは、公務上でも損害賠償の対象になるんですか、ならないんですか。

**○上杉農政企画課長** 仮に、県のほうが過失割合がゼロで全面的に相手が悪かった場合には、今度は県のほうが向こうのほうに民事上の、例

えば車の後方がへこんだとか、そういった修理をしないといけませんので、その場合は、県が加害者のほうに民事上の損害賠償、相手方が保険に入っておるでしょうから、そちらのほうで請求をするということになります。

**○外山三博委員** そうしますと、事故の割合が五分五分から四・六とかありますね。どういう状況になったときにこの損害賠償、議会議決が必要になるんですか。割合で。

**○上杉農政企画課長** 県のほうの過失で、300万円を超える場合には議会の議決を経ているという形でございます。

**○外山三博委員** 金額じゃなくて、割合が何対何のとき。もちろん300万を超えるときでしょうけれども。

**○上杉農政企画課長** 議決を経なくてはいけない場合は、過失の割合は関係なくて、とにかく県の責任の割合から算定された額が300万円を超えたら、こういう形になるということでございます。

**○外山三博委員** じゃ、全然悪くなくても、300万を超える金額の事故だったらということですか。

**○上杉農政企画課長** 過失割合から求められる県の支出が300万円を超えた場合には、こうした形で議会の議決を経るということでございます。

**○外山三博委員** それじゃ、1,000万とか2,000万のときに、3,000万としますか、そのとき1割悪くても300万になりますね。それは損害賠償で県が賠償責任を負うということになるわけですか。

**○上杉農政企画課長** そういうことでございます。

**○鳥飼委員** 4ページの議案6号なんですけど、今回、事務処理の特例に関する条例というのが

たくさん出ていまして、環境森林部もあって、県の事務が非常に多い中でこう出てくるとわからないんですね。何のことかわからないというのがありまして、農業協同組合法による事務ということで、この改正の理由が、農事組合法人の利便性の観点から云々ということで、今回、市町村に移譲するということですが、具体的に言うとどういうことなんでしょうか。

**○上杉農政企画課長** 今回の条例改正に共通して当てはまる趣旨かと思うんですけども、例えばこの農事組合法人につきましては、設立する場合には届け出を、今、農業協同組合法に基づいて県のほうにしておりますけれども、それを一番近い地元で受理できますと。または、農事組合法人がいろいろ届け出、例えば役員とかそういうものを届けるんですけども、そういったものをわざわざ県に出さなくても、身近な市町村でできるということで、利便性があるということだと思います。

**○鳥飼委員** これまで、利便性の観点からこういうことをしてこなかったんですけど、今回こうやるという理屈がよくわからんわけなんです。具体的な事務としては、届け出の受理等ですから、振興局にやっていた、市町村を抜きにやっていた今までの事務というのは、現行事務はどんなふうな流れになっていたんでしょうか。

**○上杉農政企画課長** 今までは、市町村を通さずに直接振興局を通じて出ていたということでございます。

**○鳥飼委員** 受理しましたよというのは、本庁までやって受理業務が終わるのか、振興局長のところで受理業務が終わるのかということなんでしょうか。

**○上杉農政企画課長** 振興局から本庁のほうに回ってきた段階で受理が完了ということでございます。

います。

**○鳥飼委員** わかりました。わかりましたけど、改正の理由のところが一んというような。まあ、よろしいです。

**○濱砂委員** ちょっと教えてください。資料の見方。3ページなんですけど、繰越明許費の11月補正なんですけど、補正前と補正後の金額が変わっていますね。これは補正の21年度歳出予算課別集計表、2ページの表には出てきているんですか。

**○西農村整備課長** 2ページに予算額が計上されておりますけれども、その内数として繰り越しをお願いしているものでございます。例えば農村整備課で見ますと、21年度の補正前の額というのが159億8,031万3,000円ございますけれども、そのうちの農村整備課分で10件の9億615万を繰り越しをお願いしているというようなことでございます。

**○濱砂委員** その下の債務負担行為（11月補正）の営農支援課はどこに出てきているんですか。

**○土屋営農支援課長** この債務負担行為については、左の表の中には出てきておりません。

**○濱砂委員** 11月補正と出ているのはどういうことなんでしょうか。

**○土屋営農支援課長** これは債務負担行為の増額ということでございます。3ページの下の方の説明でございますけれども、農業経営基盤強化資金につきましては、今年度、国の無利子化措置の最終年であるということで、資金需要が増加しているわけでございまして、それにつきまして、全体の融資額を8億円ほど拡大しております。これに伴う債務負担行為の限度額が2,308万3,000円増加するというところでございまして、ここに書いています。

**○濱砂委員** 予算の動きがないということですか。

ね。

○土屋宮農支援課長 そうです。額の変更だけでございます。

○濱砂委員 ついでに、この債務負担行為の11月補正の分ですが、平成21年から47年、25～26年のスパンなんですけど、これは農地取得か何かですか。どういう資金なんです。これは利子補給か何かですか。

○土屋宮農支援課長 市町村に対する利子助成補助でございます。

○濱砂委員 これは目的はどういう資金に使うんですか。

○土屋宮農支援課長 資金の用途につきましては、農地とか機械の取得、家畜の導入、長期運転資金とか負債整理に使うことができます。

○濱砂委員 25年間ですね。これはほとんど今は保証協会にかけて、保証人等とはっていないんですね。

○土屋宮農支援課長 株式会社日本政策金融公庫の資金でございまして、転貸融資をした分だけ保証をつけることができます。

○濱砂委員 転貸と直貸しと2種類あるんですか。

○土屋宮農支援課長 2種類ございます。

○濱砂委員 直貸しの分はどういう債務保証になっているんですか。

○土屋宮農支援課長 直貸の分につきましては、債務保証はございません。

○濱砂委員 保証人ですか。何もない。

○土屋宮農支援課長 これは物的な担保になります。

○濱砂委員 その物的担保が、25年もすると全く担保価値がなくなるんですよ。そういうのがあるもんですから、ちょっと気になったもんですから、聞いたんですけど、これは基本的には

物的担保だけで、個人の借り入れという形になって、後の債務保証は何もないということですか。

○土屋宮農支援課長 ちょっとお待ちください。

○上杉農政企画課長 先ほど緒嶋委員のほうから、損害賠償の場合に、被害者の氏名のみが掲載されていて、事故を起こした職員のほうが掲載されていない理由について御質問がありましたけれども、これは農政水産部だけではなくて県全体の方針でこうなっております。この損害賠償につきましては、県に設置されております審査会の審査を経て最終的に決まるわけです。その考え方としては、使用者である県と、職員に対する使用者責任としての県がいるわけですけれども、あくまでも県と相手方、被害者との関係となっております。そういう考え方に基づいて、相手方につきましては、実際に支出をすることになりますので、特定ということで名前を出しているわけですが、県のほうにつきましては、被用者ではなく、使用者たる県という形で名前のほうは出していないという考え方に全庁的になっているということでございます。

○緒嶋委員 職員の皆さんを守るという意味合いもあってそうされるんですけど、事故をやった人は、県としては処分の対象になるのかどうか。どうなるんですか、その辺は。

○上杉農政企画課長 事故を起こした職員が懲戒処分の対象になるかどうか。その事故の形態とか過失によってさまざまであると思うんですけども、ただ、今回の事故に限らず、一般的に職員の懲戒処分につきましては、よほどの重大なもの、例えば懲戒免職とかそういうものではない限り、氏名等は県としては全庁的に公表はしてなくて、何々部のどういう職種とかそこまでしか出していないところでございます。

○緒嶋委員 本質的には処分はないということですか。

○上杉農政企画課長 処分になることもありませぬ。

○緒嶋委員 その基準があるわけだな。なることもあるというのは。

○上杉農政企画課長 どういう場合にどういう懲戒処分、懲戒処分といっても免職とかいろいろあるかと思えますけれども、それは個々それぞれの事案に応じて決まっているということでございます。

○緒嶋委員 事故を起こした人は不可抗力もあるわけですね。それはやむを得んこともあるけど、県が責任を持つからということである意味じゃカモフラージュするというか、そういうことが、本当にこれでいいのかなという思いがするわけです。不可抗力があるのは当然です。やむを得んです。こういう事故も、後ろの人が悪いと言えれば後ろの人のほうが悪かったかもわからんという思いもわれわれはあるけど、結果とすれば、こういう和解が成立すればやむを得んわけだけど、一般的に見たら、だれが事故を起こしたかは関係ないから、その人は、自戒の念というか、自分が悪かったという思いも表向きにはわからんわけですね。だれがやったんだろうかと。新聞で見た場合には、場合によっては出るときもある。だけど、金が伴う。自賠償といっても、県が保険を何百万、何千万かしらんが、何千万でしょうが、この保険の金額はどれぐらい掛けているんですか、県は。自賠償の保険全体で。どれぐらい掛けているの。

○上杉農政企画課長 今、手持ちの資料ですと、任意保険または自賠償のほうは県全体で掛けておりますので、今回のが幾らかというのはわからない状況でございます。

○緒嶋委員 それは後で調べればわかることだから、調べて報告してください。そういうことをすれば、いずれにしても県は金を出しておることは間違いのないわけですね。保険でやりましたといっても、保険になるもとは県が掛けておるわけだから。自賠償でやったから県は何も痛みませぬということじゃないわけです。そういう認識で説明せにゃ、自賠償で払っておりますと簡単に言うけど、そういうもんじゃないと。そういう自覚を持って事故を起こさんようにせにゃいかんわけだから。こういうような形であることは、事故の防止に、部長が言われたように厳しく注意しますとか何とか言うけど、だれに注意したかわからんわけだ、我々から見れば。事故を起こした人もわからんわけだから。だから、そういうことの形がいいのかと。やっぱりある程度オープンに、戒めの意味も含めて、それは不可抗力もあります、それは不可抗力でしたと言えればいいんです。そういうような思いをみんな持って情報というのは提供する必要がある。相手方の名前も出さにゃ、私は平等でいいと思うけど、相手方だけ出して、自分たちは、県有車両による事故ですというので終わっているのかという気がする。

○上杉農政企画課長 今現在こういう形で県のほうの名前が出ていなくて、相手方の名前が出ている理由につきましては、先ほど県全体の考え方として御説明したとおりでございますので、このような御指摘があったことは総務部のほうに伝えたいと思います。

○土屋営農支援課長 先ほどの濱砂委員の御質問についてですけれども、基本的に、有担保有保証ということで物的な担保をとっておるんですけれども、連帯保証人をとる場合もございまして、それはケース・バイ・ケースということ

で対応しているところがございます。

**○濱砂委員** 細くなるから最後にしますけど、25年ぐらいでしょう、期間が。保証人といっても、死にますよ。農業機械も林業機械もそうなんです、5年、10年のスパンで資金を貸して、県の直貸しで貸している部分があるんです。そういったものも、延滞がずっと来て20年ぐらいになる。それでも回収ができない。保証人も死んでいる。物もないという状況なんです。だから、農業機械とか機械等については、保証人をとるなら、それなりにしっかりしていないと、今、保証人という世界は余りないですよ、調べてみますと。直貸しをするならですよ。転貸保証つきなら、それはいいと思うんです。何かありましたら。

**○土屋営農支援課長** 直貸の場合は、ほとんどの場合が法人になっておりまして、農協とつぎ合ひのある個人については、転貸ということで機関保証がついているという状況でございます。

**○外山衛委員長** 次に、その他の報告事項についての質疑がございましたら、お願いします。

**○緒嶋委員** 農産園芸課長、この戸別所得補償制度、ちょっと言葉が悪いかもしれんけど、宮崎県にとっては余りメリットがない。今までと変わらんのかな。逆に生産費は宮崎県のほうがいろいろかかるし、野菜等についてはまだそういういろいろな話も進んでいないということであれば、宮崎県全体から見た場合は、この制度をどう評価すればいいか。

**○郡司農産園芸課長** この制度全体で見たときには、先ほどちょっと申し上げましたが、米の戸別所得補償モデル事業、これは生産費を基準に補償水準が算定されるということで、農家所得の再生産を確保するという上では、一定の評価はできるのではないかと考えております。数

字を申し上げますと、定額部分ということで、先ほど、生産費から販売価格を引いたものが交付されるということをお願いしました。これがどのぐらいの額かということについて、国が今言っていないので定かには言えないんですけども、対象となる面積から換算して、新聞で当初あったように、10アール当たり1万円程度出るとすると、ここで15億程度。これが2万円出るということになると、30億円という額が新たに来るということで、その点については、県に来る額自体はかなり多くなるんだろうと思いますが、御承知のとおり、今、財務省と農水省のほうで財源確保の問題でいろいろ議論がされている中で、どの水準で補償の単価が来るのかよくわからないといったあたりが非常に難しいということと、御指摘のように、生産費がうちの県の場合が多いわけですが、問題意識として申し上げましたように、生産費補償という割にはそこまではないということと問題意識は持っていますが、先ほど申し上げたような試算の額になりますけど、そういう額が来るという意味においては、一定の評価はできるんだろうと思っています。

もう一つ、今まで転作の事業として産地づくり交付金という形で来たものについて、額的にはほぼ同額が来るのではないかと思いますけれども、うちの県で転作作物の重要な柱になっています野菜が対象となるのかどうかよくわからないというところで、その他作物の中で読むんだという方もおられるんですけども、今現在よくわからないというところで非常に不安があるということと、もう一つ申し上げました、団地化加算というふうなことで加算助成をやっていた地域では、今までつくっていた品目をそのままつくと交付金が減ってしまうというこ

と、それと、長年話し合いの中でブロックローテーション等やってきた地域がうまくいかなくなるんじゃないかというふうな懸念があると。

いい面、悪い面あるんですけども、一番私どもが現場に対して説明するのに苦慮しているのは、政策そのものは示されているんですが、こういう政策を通じて日本の稲作をどうするのか、その担い手をどのようなものと定めるのかというあたりの議論が、オープンになかなかされていないと。これで非常に現場は苦慮しているというのが素直なところかなと思っておるところです。

**○緒嶋委員** これはモデルだから。宮崎県の場合は畜産なんかが主流なわけですね。全体的なものをすると1兆円以上要るだろうと言われておるわけで、そういうものが全部そろわなければ、このモデルだけでは宮崎県のメリットというのは、ちょっと言われたけど、そう大きな、これがいいというところまではなかなかいかんのではないかな。特に、作物の種類にしても、宮崎県は生産量もほとんどないわけですね。米粉とか、飼料用、バイオ燃料用とか。こういうことを考えた場合には、うまくモデルが、1年でモデルが終わるのか、このとおりになるのかわかりませんが、全体のビジョンが見えなければ、これだけでは余り効果はないんじゃないかと私は思うんです。

**○郡司農産園芸課長** 御指摘のとおりだと思います。米だけを今回モデルということでスタートするわけですけども、我が県では、転作奨励金、助成金を活用しながら、いち早く農業経営の構造転換に取り組んだ結果、米と園芸作物、畜産を組み合わせた複合経営というのが主流になっております。そういう意味で高い生産力水準にあるんですけども、そういう意味から言

いますと、今後とも安定的な農業所得を農家が確保していくためには、米だけではなくて、うちの県からいうと、野菜とか畜産も含めて、早急に価格変動に対応した所得補償制度を講じることが重要であろうと。この点についても、国に対しては、今回はモデルですけども、我が県としては強く意見を述べていく必要があると、そんなふう考えております。

**○十屋委員** 今の関連ですけども、今、土地をだれかに貸して、この制度が入ってきたと。じゃ、米を今度は自分でつくろうかというようなことが、きょうの新聞に載っていましたが、そういう場合は、こういう補助といいますか、所得補償をもらうがためにといったら失礼ですけど、そういうほうに転換していく。今までやってこられた集落営農とかそういうほうに組織をつくろうとしているのに、それができづらくなると。こういう場合は、県の政策としては、これから農政を進めていく上でなかなか難しい、説得力がなくなるんじゃないかという思いもするんです。先ほど課長が言われたように、国のほうに対してもっと地域の実情を、こういう農業政策のですよ。今やろうとしていることと全く逆の方向に動く可能性があるので、そうなった場合は、県の農政としては苦勞するのかなというふうに見ているんです。たればじゃいけないんですけど、その方向性が強いと思うので、今後は、県の農政の進む方向性というのを考えなきゃいけないですね。大きく転換しなきゃ。これが畜産やいろんなものに波及していくんだったら、複合的にいけばというものもあるんでしょうけど、今後そういう方向に進む懸念がある場合はどうすると聞いても、まだ先が見えないからわからないんですかね、そのあたりは。

**○郡司農産園芸課長** 一番危惧しているところがそのようなことで、きょうの新聞で見られたとおりのようなことが現実に現場で起こるといふことになると、これまで構造改革というようなことで進めてきた、特に集落営農に支障があるということが考えられます。将来の稲作の担い手像というものを考えたり、地域農業の姿、我々の県のように、水稻をベースに、畜産であるとか園芸を一生懸命やってきた県において、その方向を大きくこの政策で変えることが正しいのかどうか、この議論は十分しないといけないと思っております。集落営農についても国に意見を申し上げておりますが、国からも、この集落営農、集団的な取り組みを阻害しないための工夫についてということで、議論はしますよというふうなペーパーはいただいているんですけども、今現在、具体的にどうするということまでは明確にいただいているということなんです。ただ、我々、生産者に近いところにおける立場の者は、現場でどんなことが起こっているのか、このことをしっかり中央には伝えていく必要があると、そんなふうに思います。

**○外山衛委員長** では、その他でございましたら。

**○外山三博委員** 木質ペレット、施設園芸で去年、国富でモデルでやっていますね。その後、ことしにかけてこれを使っておる施設園芸はどのくらいになりましたか。

**○郡司農産園芸課長** 木質ペレットの関係でございます。昨年までの導入状況で、今、御指摘のありました国富に2台入っております。ほかに、日南、串間のほうに入って、計7台入っているのが昨年の状況です。ことしになって、小林のほうに1台モデル的に入れるということで、私どもの事業で対応するということになってお

ります。

**○外山三博委員** 非常に少ないですね。伸びない理由が、油が安くなってきたというのもあるんでしょうか。一番大きいのは、ボイラーの価格が、石油ボイラーとすると倍ぐらいしますね。午前中の環境森林部でも同じことを聞いたんですが、林務のほうで木質ペレットをつくる会社に補助事業をやっているんです。つくるほうだけ補助事業でつくっていても肝心のボイラーが普及しなければ生きてこない。このボイラーをもう少し安くするか、補助事業に乗せるか、そういうことを何かやっておられますか。

**○郡司農産園芸課長** 今回の事業も県の補助事業で3分の1補助いたしまして、小林市が地元で負担をいたしまして、現実的には37%、ほぼ重油の暖房機と同じぐらいの値段にしております。それと、9月補正で、グリーンニューディール基金を活用した事業として新たな事業を実施しております。国が2分の1助成した後の3分の1を助成するというので、今、350万円程度でございますので、3分の2助成するとほぼ一般の重油の加温機と同じ値段になると。ここはそんなふうな助成事業をもって普及しやすくしているんですが、おっしゃるように、重油価格が去年のような状況ではない。70円ちょっと切ったところで移行している中で、急激に需要が伸びるという状況にはないという状況です。

**○外山三博委員** 重油ボイラーも、新設する場合、補助がつけば、今の補助のついた木質ペレットのボイラーよりも安く入りますね。だから、もう少し安くなるというか、最初の単価は350万円ぐらいでしょう。これが量が出れば安くなるんですね。これから農業も、環境の問題を考えると、油をたく農業から脱油。だから、ここところは県の政策の大きな柱として環境対策とい

う面からも力を入れて取り組むべきだろうと思  
うんです。一生懸命やっておるけどなかなか伸  
びないというのは、それなりのPRの仕方や、  
取り組みや、いろんな要素があると思うんです  
が、来年に向かって、新年度、来年度予算に向  
かって一段の取り組みを要望しておきます。

○外山衛委員長 その他ございますか。

○緒嶋委員 仕分け委員会で、農道が廃止と。  
縮小じゃない、廃止と。廃止の理由が、ほかの  
方法でやるとか、もう必要がないからというこ  
とでありますけれども、宮崎県もまだ14本ぐら  
い施工中。そのほか、希望もかなりあるという  
ふうに伺っておるわけです。債務負担行為で次  
年度以降の計画のあるものもあるわけですが、  
廃止になった場合に、なっちゃ困るわけですが  
けれども、なった場合には対応の仕方が何かあ  
りますか。

○西農村整備課長 廃止にならないように、今  
のところ、国の動向等も踏まえて対応してい  
きたいと考えておりますけれども、具体的には、  
県単事業ということになると、かなりまだ事業  
費等も残っておりますので、なかなか難しい面  
がございます。工期が遅延するというこ  
も考えられますし、予算対応も厳しいことにな  
るんじゃないかというふうに考えております。

○緒嶋委員 ちょっと乱暴な仕分けが、農村の  
実態というか、そういうことを全然わかって  
いない人が仕分けしておるようなことですね。  
これについては、予算がどういう形で編成され、  
農道予算がどうなるかわかりませんが、  
大変なことだろうというふうに思うわけです。  
少なくとも、計画されたもの、そのほかいろ  
んな要件に合致してつくられる予定のものを  
やめるなんのいうことは、政権がかわっても、  
事業というか、そういう一つの国家約束、国家の

認可も受けてやる事業をやめると、八ツ場ダ  
ムと同じような手法みたいなことで、みんなの  
理解を得られてやめるならいいけど、問答無用  
みたいなことで切られるということ自体が、民  
主主義の世の中かなという気も逆にするんです  
けれども、次長は農水省からおいでですが、何  
かコメントがありますか。

○原川農政水産部次長 今回の仕分けで農道は  
廃止というふうになったんですけれども、仕分  
けの第1グループのところでやられていて、メ  
ンバーを見ても、東京の大学の経済、経営、財  
政の方、証券会社の方、また、地方自治体では  
4名ほど入られていますけれども、すべて神奈  
川県ですね、厚木市とかそういう方で。食料自  
給率が3%しかない県の方が何が農業がわか  
るのかということはあると思います。どっちに  
しても宮崎は農業は大事ですし、後の財源の話  
も何もない中で、そういう議論はまさに無謀だ  
と思っておりますので、どちらにしても、今言  
えるのは、大臣が当然この廃止に対しては異議  
を申されて、うまく農業者の声が伝わるよう  
に我々も頑張っていくというところが、今の  
我々がやるべきことだと思っております。

○緒嶋委員 廃止では困るわけですので、我  
々も、あす、委員長の計らいもあって現地を  
見よう。そして、我々も実感として、私は大  
体わかっておりますけれども、皆さん、そう  
いう現地を見ることによってやはり重要性も  
理解してもらおう。また、そういうことを踏  
まえて、我々も意見書まで提出をする必要  
があるというふうに考えておりますので、今  
後とも農政水産部一体となって、我々も  
ですが、そういうことにならんように努力  
していただきますよう、要望しておきます。

○外山衛委員長 暫時休憩します。

午後 2 時50分休憩

---

午後 2 時54分再開

○外山衛委員長 委員会を再開いたします。

以上をもちまして農政水産部を終了いたします。  
御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 2 時55分休憩

---

午後 2 時57分再開

○外山衛委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会最終日に行うことになっておりますので、明日の13時30分にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山衛委員長 では、そのように決定をいたします。

その他何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山衛委員長 では、明日の現地調査は、9時半に当議会を出発いたしますので、よろしくお願いたします。

以上をもちまして本日の委員会を終わります。  
お疲れさまでした。

午後 2 時58分散会

平成21年12月8日（火曜日）

---

午後1時32分再開

---

出席委員（9人）

委員	長	外山	衛
副委員	長	松村	悟郎
委員		緒嶋	雅晃
委員		外山	三博
委員		十屋	幸平
委員		鳥飼	謙二
委員		凶師	博規
委員		河野	哲也
委員		濱砂	守

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

事務局職員出席者

議事課主査	本田	成延
政策調査課主査	坂下	誠一郎

---

○外山衛委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。議案の採決につきましても、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○外山衛委員長 それでは、一括して採決をいたします。

議案第1号、第2号、第6号及び第11号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山衛委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第2号、第6号及び第11号については、原案のとおり可決すべきものと決定

をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午後1時32分休憩

---

午後2時12分再開

○外山衛委員長 委員会を再開いたします。

まず、意見書についてであります。

お諮りいたします。

「森林・林業・木材産業の活性化政策の推進による持続可能な森林経営の実現を求める意見書」（案）につきましては、案文のとおりとし、当委員会発議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山衛委員長 では、そのようにいたしたいと思えます。

続きまして、お諮りいたします。

「農道整備の継続的な実施と予算確保に関する意見書」（案）につきましては、案文のとおりとし、当委員会発議とすることに御異議ございませんか。

○河野委員 文章の部分で、「農業が基幹産業であり、農道の整備がおこなわれている本県」のつなぎの部分で、「農業が基幹産業であるにもかかわらず」とか、「ありながら」とか、強調する表現にしたほうがいいのではないかと思います。

○外山衛委員長 そのほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山衛委員長 では、お諮りいたします。

農道整備の継続的な実施と予算確保に関する意見書につきましては、河野委員の御指摘のとおり、一部修正をした上で、当委員会発議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山衛委員長 では、そのように決定をいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、引き続き閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山衛委員長 御異議ございませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として特に御要望等がございますでしょうか。

暫時休憩をいたします。

午後 2 時18分休憩

---

午後 2 時20分再開

○外山衛委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、ただいまの意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山衛委員長 それでは、そのようにいたします。

暫時休憩をいたします。

午後 2 時21分休憩

---

午後 2 時24分再開

○外山衛委員長 委員会を再開いたします。

1月27日の閉会中の委員会につきましては、開催をすることとし、内容につきましては、ただいま休憩中の協議のとおりとすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山衛委員長 では、そのようにいたします。  
その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山衛委員長 では、以上で委員会を終了いたします。お疲れさまでございました。

午後 2 時25分閉会